

## 強い農業づくり総合支援交付金の交付等要綱の制定について

3 農 産 第 2890 号  
令 和 4 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知

強い農業づくり総合支援交付金について、この度、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

## 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱

### (趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援することとする。

### (通則)

第2 強い農業づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3 交付金は、第1の趣旨を踏まえ、次の1及び2に掲げる支援タイプ並びに卸売市場法（昭和46年法律第35号）第16条第1項に基づいて都道府県知事が行う事業（都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、次の3及び4に基づいて行う事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を、直接採択事業者に交付するものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県整備事業）
  - (1) 産地競争力の強化
  - (2) みどりの食料システム戦略の推進
- 2 卸売市場等支援タイプ（都道府県整備事業）
  - 食品流通の合理化
- 3 生産事業モデル支援タイプ（直接採択事業）
- 4 農業支援サービス事業支援タイプ（直接採択事業）

### (事業の内容)

第4 交付事業及び直接採択事業（以下「交付事業等」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、第3に掲

げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠからⅣまでに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める交付事業等は、別記1から別記4までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

## 2 事業費の低減

事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## 3 費用対効果分析

別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲの2及びⅣに掲げる事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、農産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

## 4 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のⅠについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のⅠの交付金総額の20%を上限とし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

### （事業の実施）

第5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別記1から別記4までにより行うものとする。

2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### （交付の対象及び交付率）

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、下記に定める交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

Ⅰ 都道府県整備事業（別表1のⅠ産地基幹施設等支援タイプ及びⅡ卸売市場等支援タイプ）

Ⅱ 直接採択事業（別表1のⅢ生産事業モデル支援タイプ及びⅣ農業支援サービス事業支援タイプ）

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第1項に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農産局長等が別に定めるところによる。

### （流用の禁止）

第7 別表2の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の相互間並びにⅡの整備事業と推進事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第8 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあつては別記様式第1号-1、直接採択事業にあつては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあつては、農産局長等）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 都道府県知事等は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第12 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

- 2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとする

きは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げるもの以外とする。

(事業遅延の届出)

- 第15 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第16 都道府県知事等は、交付事業等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
  - 2 前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第17 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

  - 2 都道府県知事は、概算払いにより第6第1項のIの事業に係る交付金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合（第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）はその日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
  - 2 都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
  - 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
  - 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告

するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第19 交付決定者は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第20 都道府県知事等は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第21 交付決定者は、第13第1項第3号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 間接交付事業を実施する事業実施主体が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

(財産の管理等)

第22 都道府県知事等は、交付対象経費（交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### （財産の処分の制限）

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### （交付金の経理）

第24 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### （交付金調書）

第25 都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### （間接交付金交付の際付すべき条件）

第26 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第12から第25までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（2）間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただ

し、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けなくて、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 交付事業を実施する事業実施主体は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第10による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第27 事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(事業の評価)

第28 事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(指導等)

第29 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(委任)



第30 交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

ただし、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプに係る対策の評価については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の第7の規定の定めるところによる。

別表 1 の I 産地基幹施設等支援タイプ（第 4 及び第 6 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 産地競争力の強化</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用）</p> <p>上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア) ほ場整備</p> <p>(イ) 園地改良</p> <p>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>(エ) 暗きょ施工</p> <p>(オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア) 飼料作物作付条件整備</p> <p>(イ) 放牧利用条件整備</p> <p>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 育苗施設</p> <p>(イ) 乾燥調製施設</p> <p>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(エ) 農産物処理加工施設</p> <p>(オ) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(カ) 産地管理施設</p> <p>(キ) 用土等供給施設</p> <p>(ク) 農作物被害防止施設</p> <p>(ケ) 生産技術高度化施設</p> <p>(コ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(サ) 有機物処理・利用施設</p> <p>(シ) 油糧作物処理加工施設</p> <p>(ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設</p> <p>(イ) 家畜市場</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設</p> <p>(エ) 自給飼料関連施設</p> <p>(オ) 家畜改良増殖関連施設</p> <p>(カ) 畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、飼料増産の取組を実施する場合にあっては、別記 1 に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者</p> <p>以下のアからウまでの場合に限るものとする。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫ま</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること</p> <p>(2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記 1 に定める場合を除く。）。</p> <p>ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額（事業費の 1 / 2 以内（ただし、別記 1 に定める場合にあっては、別記 1 に定める率又は額以内））とする。</p>

	<p>ん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>(9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>(10) 中間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。</p> <p>(13) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの又はその他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>(14) コンソーシアム（別記1に定めるものに限る。）</p>		
<p>(2) 産地合理化の促進</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備</p> <p>イ 集出荷貯蔵施設等再編利用</p> <p>ウ 農産物処理加工施設等再編利用</p> <p>エ 食肉等流通体制再編整備</p> <p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化</p> <p>カ 乳業再編等整備</p> <p>(ア) 効率的乳業施設整備</p> <p>(イ) 集送乳合理化推進整備</p> <p>(ウ) 需給調整拠点施設整備</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)（カの(イ)を除く。）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。）</p> <p>(2) 市町村（メニューの欄のアからオまでの事業に限る。）</p> <p>(3) 農業者の組織する団体</p> <p>(4) 公社</p> <p>(5) 土地改良区（メニューの欄のアの事業に限る。）</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること。</p> <p>(2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p>	<p>2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の1の(2)のアからエの事業は事業費の1/2以内、メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業は事業費の1/3以内</p>

	<p>(6) 食品事業者(メニューの欄のオの事業に限る。)</p> <p>(7) 特認団体(メニューの欄のアからエまでの事業に限る。)</p> <p>(8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(メニューの欄のエの事業に限る。)</p> <p>(9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準(平成15年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に規定する基準に適合するものに限る)(メニューの欄のカの(ア)及び(ウ)の事業に限る。)</p> <p>(11) 乳業再編等協議会(別記1に定めるものに限る。)(メニューの欄のカの(ア)の事業に限る。)</p> <p>(12) コンソーシアム(別記1に定める場合に限る。)</p> <p>メニューの欄の1の(2)のカの(イ)の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第10条第1項に規定する指定事業者とする。</p>	<p>(3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業の採択要件は、別記1に定める要件を満たしていることとする。</p>	<p>(ただし、別記1に定める場合にあつては、別記1に定める率以内))とする。</p>
<p>2 みどりの食料システム戦略の推進</p> <p>みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備</p>	<p>3 メニューの欄の2の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 食品事業者(事業実施主体の欄の1の(8)を準用する)</p>	<p>3 メニューの欄の2の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること</p> <p>(2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること(別記1に</p>	<p>3 交付金の交付率は定額(事業費の1/2以内)</p>

<p>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>(9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。） (10) 中間事業者（事業実施主体の欄の1の(10)を準用する。） (11) 流通業者（事業実施主体の欄の1の(11)を準用する。） (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（事業実施主体の欄の1の(12)を準用する） (13) 特認団体 (14) コンソーシアム（別記1に定めるものに限る。）</p>	<p>定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合にあつては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>
--	--	--

別表 1 の II 卸売市場等支援タイプ (第 4 及び第 6 関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進</p> <p>品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備</p> <p>上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設</p>	<p>1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。)第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)の開設者</p> <p>(2) 地方卸売市場(市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)の開設者</p> <p>(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 6 条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p> <p>(4) 事業協同組合又は協同組合連合会</p> <p>(5) (4) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(6) 特認団体</p> <p>(7) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(9) 流通業者(別記 2 に定めるものに限る。)</p>	<p>1 採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記 2 に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額(事業費の 4/10 以内(ただし、別記 2 に定める場合にあつては、別記 2 に定める率以内))とする。</p>

別表 1 の III 生産事業モデル支援タイプ (第 4 及び第 6 関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 推進事業</p> <p>(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化 (2) 供給調整機能の具備・強化 (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (4) 農業機械等の導入及びリース導入 (5) 効果増進・検証事業 (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者(別記 3 に定めるものに限る。) (7) 特認団体 (8) コンソーシアム(別記 3 に定めるものに限る。)</p>	<p>メニューの欄の 1 の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 別記 3 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 農産局長等が別に定める別記 3 に</p>	<p>交付率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (3) まで及び(6)の事業 事業費の 1/2 以内とする。 (ただし、農産局長等が別に定める場合にあつては、農産局長等が定める額以</p>

		定める要件を満たしていること。	内)とする。 (4)の事業導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。 (5)の事業定額とする。
<p>2 整備事業</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 農作物被害防止施設</p> <p>(9) 生産技術高度化施設</p> <p>(10) 種子種苗生産関連施設</p>	<p>事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体</p> <p>(6) 民間事業者(別記3に定めるものに限る。)</p> <p>(7) 特認団体</p> <p>(8) コンソーシアム(別記3に定めるものに限る。)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>(4) 農産局長等が別に定める要件を満たしていること</p>	<p>交付率は事業費の1/2以内とする。</p>

別表1のIV 農業支援サービス事業支援タイプ(第4及び第6関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 農業支援サービス事業支援タイプ</p> <p>(1) 農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入</p>	<p>事業実施主体は次に掲げる者とする</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者</p> <p>(4) 農業者の組織する団体</p> <p>(5) 公社</p> <p>(6) 土地改良区</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 民間事業者(別記4に定めるものに限る。)</p> <p>(9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>(10) 特認団体</p> <p>(11) コンソーシアム(別記4に定めるものに限る。)</p>	<p>別記4に定める基準を満たしていること</p>	<p>1/2以内</p>

別表2 (第6、第7、第8及び第14関係)

区分	経費	交付率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
I 都道府県整備事業 (農業・食品産業強化対策整備交付金)	<p>1 事業費</p> <p>(1) 産地基幹施設等支援タイプ 本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 卸売市場等支援タイプ 本要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額、定額 (6/10、11/20、1/2、3/10、4/10、1/3、1/4、1/5以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のIの定めるところ(本要綱第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ)によるものとする。</p> <p>定額 (4/10、1/3以内)</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のIIの定めるところ(第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ)によるものとする。</p> <p>定額 (1/2以内)</p>	<p>北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長</p>	<p>市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>



<p>II 直接採択事業</p> <p>(農業・食品産業強化対策整備交付金)</p> <p>(農業・食品産業強化対策推進交付金)</p>	<p>1 整備事業 本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 推進事業 本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>1/2 以内</p> <p>定額、1/2 以内</p>	<p>北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県においては地方農政局長</p>	<p>1 事業実施主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は交付金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費又は交付金の30%を超える減</p>
--	---	--------------------------------	---	--

別記様式第1号-1 (第8関係)

令和〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 整備事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費（産地基幹施設等支援及び卸売市場等支援）

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
みどりの食料システム戦略の推進							
食品流通の合理化	法律補助						
	予算補助						
地域提案メニュー							
合計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		○農協	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡し完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
整備事業	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

(注) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

## VI 添付書類

- 1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- 2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

- ① 財産管理台帳の写し
- ② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

※①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、②のみの添付も可能とする。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 2 VIの添付書類のうち1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (農業・食品産業強化対策整備交付金)

政策目的	交付根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。  
2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。  
3 交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。  
4 施設等区分の欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。  
5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第1号-2 (第8関係)

令和〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画 (又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	事業に要する経費 (又は要した経費) (A+B)	負 担 区 分		備 考
			交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定 (又は完了) 年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算 (又は精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考



	(又は本年度 精算額)	(又は本年度 予算額)	増	減	
1 交付金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (2) リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。
- 4 6の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第12及び第26関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔直接採択事業者〕 殿（第12）

〔事業実施主体〕 殿（第26）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第13関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号—1及び別記様式第1号—2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第15関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
〔直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名〕

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第15の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
2. 推進事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第5号（第16関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
〔直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名〕

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16及び第17関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名  
 （直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名）

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第17の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	事業に要する経費	交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第16第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第18第1項関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。  
(また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - (2) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号-1の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
  - (2) 事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第8号（第18第2項関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
 直接採択事業の場合  
 所在地  
 団体名  
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注)
- 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
  - 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
  - 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。



別記様式第9号（第18第4項関係）

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名  
直接採択事業の場合  
所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

令和〇〇年度  
農林水産省所管

強い農業づくり総合支援交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

## 別記1 産地基幹施設等支援タイプ

### I 各取組共通事項

#### 第1 対象地域

1 産地基幹施設等支援タイプ（以下「本対策」という。）の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄に掲げる事業のうち、1の(1)スマート農業実践施設の整備並びに1の(1)及び2のウの耕種作物産地基幹施設整備の(ケ)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びにエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ア)から(キ)まで並びに(2)のエからカまでに係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

2 本対策において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。

(2) 実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする(ただしII-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。)

#### 第2 取組の概要等

##### 1 取組の概要

取組の概要は、II-1の第1、II-2の第1及びII-3の第1に定めるところによるものとする。

##### 2 取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度

###### (1) 取組の実施基準及び成果目標の基準

取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、II-1の第2、II-2の第2及びII-3の第2に定めるところによるものとする。

###### (2) 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度(複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

ア 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。

イ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。

ウ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

エ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオについては、事業実施年度から3年以内とする。

オ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)の

うち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、事業実施年度から5年以内とする。

カ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のAの(オ)のうち土づくりの取組(被災農地の地力回復)については、事業実施年度から3年後とする。

### 3 取組の実施期間

- (1) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(A)から(オ)まで及び(2)のエ及びカに係る取組については、3年以内とすることができる。
- (2) 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のAの(A)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、5年以内とすることができる。
- (3) 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

## 第3 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別表3に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長(実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長(一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。))を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

ア 事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合

- (3) (2)の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

### 2 都道府県計画の作成及び提出

- (1) 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等(北海道にあっては農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、(1)の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別紙様式1号及び別紙様式2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体(別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同

じ。)として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式3号による協議も併せて行うものとする。

ア 都道府県計画に地域提案が含まれる場合

イ 都道府県が事業実施主体である場合

ウ 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)及び3の(5)に定める総事業費に満たないものの、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

(3) 地方農政局長等は、(1)及び(2)の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

(4) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 地域提案の事業内容の変更

ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

### 3 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表4に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、1に準じて都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、(2)による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

(4) 国は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

### 4 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表4に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を1に準じて都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

ア 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業実施年度から4年度目

イ 本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとし、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であつて、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
- なお、成果目標の変更手続は、2の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。
- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (6) 農産局長等は、(4)の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な本対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- (7) 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- なお、都道府県知事及び地方農政局長等は、点検評価の結果後、成果目標が達成されていない状態が続いている場合は、当該事業実施主体が次年度以降同一の品目・地区において施設整備する場合、厳格な審査を行うものとする。
- (8) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

#### 第4 指導等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

#### 2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。



## 第5 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表5に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表6に定めるとおりとする。

## 第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、別記1又は農産局長等が別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第7 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 花き産業の振興に関する施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農畜産物の需給の調整のための施策
- 7 環境保全型農業（有機農業を除く。）の推進に関する施策
- 8 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）など農業金融に関する施策
- 9 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 10 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 11 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 12 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 13 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 14 スマート農業の推進に関する施策
- 15 農福連携の推進に関する施策
- 16 有機農業の推進に関する施策
- 17 土づくりの推進に関する施策
- 18 みどりの食料システム戦略に関する施策

## 第8 取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

- 1 周辺環境への配慮  
産地基幹施設（以下「基幹施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の

公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産物の基幹施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

## 2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

## 3 周辺景観との調和

基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

## 4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

## 5 環境と調和のとれた農業生産活動

基幹施設を整備した事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、基幹施設等を利用する事業の受益者が、農産にあつては農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあつてはGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

## 6 農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

- (1) 都道府県又は市町村にあつては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 農業協同組合にあつては、当該組合における女性役員に関する数値目標
- (3) 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあつては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

## 7 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地の活用についての方針を積極的に進め方通知に定める「実質化された人・農地プラン」に任意記載事項として記載し、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

## 8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

## 9 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

## 10 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る基幹施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

## 11 G A Pへの対応

本対策において基幹施設等を整備し、G A P認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

## 12 本対策の実効性確保に向けた対応

- (1) 市町村長は、人・農地プランの実質化の過程において、地域の話合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、第3の1の事業実施計画の策定に当たり、(1)の実質化された人・農地プランとの間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。

## 13 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

## 14 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

## 15 P F I法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）の活用に努めるものとする。

## 16 関係法令の遵守

本対策において基幹施設を整備する場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

## 17 みどりの食料システム戦略の推進

基幹施設を整備した事業実施主体は、受益者に対し生産活動に伴う環境負荷低減等の取組の実施について働きかけるよう努めるものとする。

## 18 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切

な措置を講ずるよう求めるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

## 19 管理運営

### (1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した基幹施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### (2) 管理委託

基幹施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が基幹施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

### (3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、基幹施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

### (4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の用途について厳正に管理することとし、用途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

### (5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、以下により厳正に行うものとする。

ア 本対策に要する事務費（都道府県が行う補助事業に要する事務費及び市町村が行う間接交付事業に関する指導、監督、調査等に要する事務費。以下「事務費」という。）については、次により区分経理を明確にしておくものとする。

なお、区分経理が不明確なため、その確認が困難なもの等については、今後、法令等の定めるところにより厳正にその処置を講じることとなる。

(ア) 国庫補助事業分と都道府県の単独事業分に区分すること。

(イ) 原則として交付決定単位ごとに経理すること。

(ウ) 事務費の経理は、別表6に定める区分により、支払いの都度、経費を各事業ごとに区分し、支出命令書等及び補助簿に記載して行うこと。

なお、事務費の執行が、複数課にまたがる場合にあつては、主たる課において交付決定単位に係る事務費の総額について、経理を行うこと。

(エ) 都道府県が当該都道府県の出先機関に事務費を令達する場合にあつては、当該令達の内訳を明示するとともに、その用途内容についても定期的に提出させ、把握整理しておくこと。

イ アによるほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に定める補助金調書を作成し、これの保管が義務付けられているため、必ず整備し、当該補助事業に係る収入及び支出を明確にしておくものとする。

ウ 間接補助事業者に交付される補助金についても、ア及びイの趣旨に準じ、その指導、監督に十分配慮するものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

20 その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表 3 (産地基幹施設等支援タイプの事業実施計画)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
<p>1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p>	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の1の(2)の1のIの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。)に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目 強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について(令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。</p> <p>5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用(再編合理化等)を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。</p> <p>6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。</p> <p>7 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理) 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。</p> <p>8 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。</p>

	<p>9 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目  本要綱別記1のII-1の第2の1の(26)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。</p> <p>(1) GAP 認証の取得  目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p> <p>(2) HACCP及びハラル等の導入又は認証取得  目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p> <p>(3) 有機JAS等認証の取得  目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p> <p>(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入  導入する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の内容を記載するものとする。</p> <p>10 人・農地プランの要件に関する項目  本要綱別記1のII-1の第2の1の(29)の要件を満たしていることについて記載するものとする。  ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエについては、必要としない。</p> <p>11 環境負荷軽減等の要件に関する項目  本要綱別記1のII-1の第2の1の(30)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。</p> <p>12 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目  本要綱別記1のII-1の第2の1の(31)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検」及び「青果物流通の合理化に向けた行動方針」(参考様式1号)を添付するものとする。</p> <p>13 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目  配分基準通知の別表5の(2)の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。</p> <p>14 農福連携の取組に関する項目  配分基準通知の別表2の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。</p> <p>15 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
<p>(2) 産地合理化の推進</p>	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目  別紙様式1号の1の(2)の1のIの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。  ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理経費の低減、取扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目  配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況</p>

	<p>について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。</p> <p>4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。</p> <p>5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、必要としない。</p> <p>6 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。</p> <p>7 人・農地プランの要件に関する項目 本要綱別記1のII-2の第2の1の(21)の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエからカまでの事業については、必要としない。</p> <p>8 環境負荷軽減等々の要件に関する項目 本要綱別記1のII-2の第2の1の(22)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。</p> <p>9 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目 本要綱別記1のII-2の第2の1の(23)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式1号）」を添付するものとする。</p> <p>10 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>
<p>2 みどりの食料システム戦略の推進</p>	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の1の(2)のIIのみどりの食料システム戦略の推進を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4 施設等の規模決定根拠に関する項目</p>



施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。

また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。

5 既存施設の再編合理化の検討に関する項目

農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。

6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。

7 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

8 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(17)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

(1) GAP 認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(2) HACCP 及びハラール等の導入又は認証取得

目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(3) 有機 JAS 等認証の取得

目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。

(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入

導入する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の内容を記載するものとする。

9 人・農地プランの要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(24)の要件を満たしていることについて記載するものとする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄の2のイ及びエについては、必要としない。

10 環境負荷軽減等の要件に関する項目

本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(25)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。

11 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目

本要綱別記1のⅡ-3の第2の1の(26)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式1号）」を添付するものとする。

12 有機農業の取組に関する項目

	<p>本要綱別記 1 の II - 3 の第 2 の 1 の (27) の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機 J A S 認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p>
13	<p>土づくりの取組に関する項目</p> <p>本要綱別記 1 の II - 3 の第 2 の (28) の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。</p>
14	<p>その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>

別表 4 (産地基幹施設等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告)

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
<p>1 産地競争力の強化</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p>	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目</p> <p>別紙様式 5 号の 1 に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目</p> <p>本要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の (1) のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目</p> <p>「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要がある場合)」について記載するものとする。</p> <p>5 スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目</p> <p>事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図る ICT やロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。</p> <p>6 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目</p> <p>本要綱別記 1 の II - 1 の第 2 の 1 の (26) について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) G A P 認証の取得</p> <p>認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(2) H A C C P 及びハラール等の導入又は認証取得</p> <p>導入又は認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(3) 有機 J A S 等認証の取得</p> <p>認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入</p> <p>導入する設備等(C A (環境制御型)貯蔵施設等)の状況について記</p>

	<p>載するものとする。</p> <p>7 人・農地プランの要件に関する項目  本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(29)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。  ただし、本要綱別表3のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>8 環境負荷軽減等の要件に関する項目  本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(30)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>9 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目  本要綱別記1のⅡ-1の第2の1の(31)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。</p> <p>10 水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組に関する項目  事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。</p> <p>11 農福連携の取組  障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。</p> <p>12 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
<p>(2) 産地合理化の促進</p>	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目  別紙様式5号の1に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目  事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目  「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。  ただし、本要綱別表1のⅠのメニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業については、必要としないものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目  「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策(改善の必要がある場合)」について記載するものとする。</p> <p>5 人・農地プランの要件に関する項目  本要綱別記1のⅡ-2の第2の1の(21)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。  ただし、本要綱別表3のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>6 環境負荷軽減等の要件に関する項目  本要綱別記1のⅡ-2の第2の1の(22)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>7 青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目  本要綱別記1のⅡ-2の第2の1の(23)の要件について、目標年度まで</p>

	<p>の青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。</p> <p>8 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
<p>2 みどりの食料システム戦略の推進</p>	<p>1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式5号の1に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表1のIのメニューの欄の3の(1)のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。</p> <p>5 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII-3の第2の1の(17)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>(1) GAP 認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(2) HACCP 及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(3) 有機 JAS 等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。</p> <p>(4) その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の状況について記載するものとする。</p> <p>6 人・農地プランの要件に関する項目 本要綱別記1のII-3の第2の1の(24)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表3のメニューの欄のみどりの食料システム戦略の推進の事業実施計画に記載すべき項目の9のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。</p> <p>7 環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記1のII-3の第2の1の(25)について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>8 青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記1のII-3の第2の1の(26)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。</p> <p>9 有機農業の取組に関する項目 本要綱別記1のII-3の第2の1の(27)の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。</p>

	<p>する。</p> <p>10 土づくりの取組に関する項目          本要綱別記 1 の II - 3 の第 2 の 1 の (28) の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。</p> <p>11 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>
--	---

別表 5 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の率)

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.0%以内	1/2以内

別表 6 (産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準)

区 分	内 容
旅 費	普通旅費 (設計審査、検査のため必要な旅費) 日額旅費 (官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費 (委員に対する旅費)
賃 金 等	会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給) 及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費 (各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費 (自動車等の燃料費) 食糧費 (当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等) 印刷製本費 (図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
役 務 費	修繕費 (庁用器具類の修繕費)
使用料及び賃借料	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
備 品 購 入 費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市町村附帯事務費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費 当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

## II 産地競争力の強化

### II-1 産地収益力の強化に向けた総合的推進

#### 第1 取組の概要

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組の概要については、次に掲げるものとする。

#### 1 土地利用型作物（稲、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。））、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

土地利用型作物の種子（原種及び原原種を含む。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上等を推進。

#### 2 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

#### 3 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、広域的な流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

#### 4 野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、広域的な

流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

## 5 花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

## 6 環境保全の取組

### (1) 地球温暖化対策・環境保全型農業

地球温暖化に伴う農地土壌の物理性・化学性の悪化（地力の低下）による収量の低下等のリスク軽減及び環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設等の共同利用施設や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備並びに地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく不良土壌地の改善を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。なお、有機物処理・利用施設の整備は、稲わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壌由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含むものとする。

### (2) 小規模公害防除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。

### (3) 農業廃棄物の再生処理

農業廃棄物の再生処理を図るため、資源の有効利用の観点から、農業用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を支援。

### (4) 地域資源を活用した生産資材の確保

原料を海外に依存する生産資材等について、地域資源を活用することでゼロエミッション化を可能とするバイオディーゼル燃料製造供給施設等の整備を支援。

## 7 畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

## 8 畜産生産基盤育成強化の取組

畜産の生産基盤の育成及び強化を図るため、

### (1) 地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設

### (2) 消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設

### (3) 支援組織の育成、再編統合及び事業規模の拡大・多角化に必要な施設

### (4) 哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化及び酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設

### (5) 家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

## 9 飼料増産の取組

自給飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

#### 10 家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏（地鶏等（日本国内で育種改良等された種鶏（在来種を含む。）と、これらから生産された実用鶏をいう。以下同じ。）を含む。）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、その他家きん等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

#### 11 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

#### 12 畜産副産物の肥飼料利用の取組

畜産副産物の肥料・飼料による効率的な利用を目的とした畜産副産物肥飼料利用施設の整備

#### 13 国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、米、麦、豆類、地域特産物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。）及び畜産物を対象として、生産者（本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（3）及び（7）に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。）、中間事業者（第2の2の（5）に定める者をいう。以下本取組において同じ。）及び食品製造事業者等（飲食料品等（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

#### 14 農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。

#### 15 スマート農業実践施設の整備の取組

耕種農業については、野菜、花き及び果樹を対象として、データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援。

畜産については、肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象として、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術の複合的な導入と、スマート技術を有効に活用するために必要な施設等の整備を一体的に支援。なお、スマート技術の導入と一体的に整備する施設等は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウィンドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設とする。

#### 16 有機農業の取組

有機JAS認証を取得した農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機農産物の加工食品（以下「有機加工食品」という。）の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を



推進するために必要な施設の整備を支援。

#### 17 土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）

生産現場における土づくりの強化を図るため

- (1) 生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等
- (2) 災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壌土層改良の取組を支援。

## 第2 取組の実施基準等

### 1 事業の実施基準

#### 【共通事項】

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知。以下同じ。）によるものとする。

- (4) 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (6) 都道府県知事は、Iの第3の3の（2）による点検及びIの第3の4の（2）による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及

び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

(9) 施設の附帯施設のための整備は、交付の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

(11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

(13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(14) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
- ウ 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

#### 【個別事項】

- (15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (16) きのこと及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、都道府県において、予め、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。
- (17) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。
- (18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

自給飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。
- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。
- (20) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の3者による国産原材料供給・利用計画（事業実施から3年間で計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの）を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。
- (21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新

設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(23) 野菜、花き及び果樹を対象としたスマート農業実践施設の整備の取組を実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。

ア スマート技術の地域への浸透を円滑に進める観点から、生産者、実需者、都道府県を必須構成員とし、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を規定した規約等を有するコンソーシアムを中心とした推進体制が整備されていること。

イ 整備に当たっては、多額の初期投資費用及び維持管理を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、次の要件を満たす生産計画及び販売計画を策定していること。

(ア) 生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

(イ) 販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。

また、事業実施主体は、アのコンソーシアムと連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は、当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

なお、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合の本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(1)については、高度環境制御栽培施設の整備による受益農業従事者の数によるものとする。

(24) 肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象としたスマート農業実践施設の整備を実施する場合には、スマート技術を2つ以上導入すること。また、スマート技術で得られたデータは畜産クラウドに提供すること。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理になるように施設の整備を行うこと。

(25) スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(26) 農畜産物輸出に向けた体制整備の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。以下同じ。）会員であるとともに、別紙様式7号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする（ただし、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定。以下同じ。）に基づき認定された輸

出事業計画を策定している場合は除く。)

ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。)

イ HACCP等認定 (食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (平成10年法律第59号) に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は、国際基準に整合している認証等をいう。以下同じ。) の取得

ウ ハラール認証 (イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。) の取得

エ 有機JAS等認証の取得

オ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA (環境制御型) 貯蔵施設等) の導入

- (27) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度 (国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等 (天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Iの第3の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

- (28) 環境保全の取組のうち、小規模公害防除においては、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

ア 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域 (農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。) であって、農用地土壌汚染防止法第5条第1項に定める農用地土壌汚染対策計画 (以下「農用地土壌汚染対策計画」という。) を策定している地域

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」 (昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知) 3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令 (昭和49年政令第295号) 別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

- (29) 本対策により施設等 (本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイ及びエを除く。) を整備する場合は、施設等の受益地の全て (施設等の受益地が広域 (県域や複数の市町村の区域等) に及ぶ場合はおおむね全て) において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。

- (30) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がみどりのチェックシート (参考様式2号) の取組内容 (GAP又は環境負荷低減及び農業作業安全の取組) に係る研修を受講し、当該チェックシートを提出することとする。

ただし、GAP認証等を取得している受益者は、研修受講及び当該チェックシートの提出は不要とする。

なお、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の取組の実施に努めることとする。

- (31) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施するこ

と。

イ 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

(32) 有機農業の取組において施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。

ア 農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS認証（有機加工食品）を受けるものとする。

イ 集出荷貯蔵施設（選別、調整及び包装、分配等を行う施設）を整備し、当該施設において小分け行為を行う場合には、有機JAS認証（小分け）を受けるものとする。

ウ 種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した種子種苗を生産するものとする。

エ 有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。

(33) 土づくりの取組のうち、

①科学的データに基づく土づくりを実施する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組むこと。

イ 次の（ア）から（ウ）までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定すること。

（ア）土づくりによる作物の収量・品質の向上目標

（イ）目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針（重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載

（ウ）産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づくりの指導ができる者の育成・確保方針

②土づくりの取組のうち被災農地の地力回復を実施する場合には、災害復旧事業の客土工等により復旧した農地での取組であること（被災による生産性の低下又は土壌状態の悪化が確認できる場合に限る。）。

(34) 畜産副産物の肥飼料利用の取組は、事業実施主体が事業実施計画を策定するに当たり、「畜産副産物利用推進計画」を基に作成することとし、当該計画を達成するために必要な施設の整備であるものとする。「畜産副産物利用推進計画」は、以下の全ての要件を満たすもので、肥飼料原料となる畜産副産物排出元の事業者、排出元の事業者が所属する自治体（原則として都道府県）、肥飼料原料出荷先の主要な事業者、事業実施主体、事業実施主体が所属する自治体（原則として都道府県）からなる協議会が作成する計画であって、計画達成に必要な支援体制が整備されているものとする。

ア 事業実施主体は、事業協同組合又は事業協同組合連合会であって、事業実施年度内に新たな肥飼料原料製造事業者を組合員とし、もって複数のレンダリング業者による事業の協同化又は分業化を図る者であること。（協同化及び分業化において、新たな肥飼料原料製造事業者と事業協同組合又は事業協同組合連合会の会員との間で株式の所有が行われている等の関連会社は新たな事業者に含まないものとする。）

なお、ここでいう協同化及び分業化は、施設ごとの製造ラインの分業化、複数施設で製造された原料の集約販売、施設の集約のいずれかとする。

イ 広域的（複数の都道府県。ただし、北海道、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）

については複数市町村。) な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組み、受入量及び販売量の拡大を図る計画を有していること。(既に広域的な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組みられている場合は、畜産副産物収集及び肥飼料原料販売先市町村の拡大が図られる計画を有していること。)

なお、ここでいう広域性については、原料供給元、原料供給先の事業所の所在地により判断し、両方の拡大を図るものとする。

ウ 事業実施主体は、牛由来の畜産副産物原料量を年間240トンと年間収集量の3割のどちらか大きい量を新たに収集し、肥飼料原料として製造し、そのおおむね全量を肥飼料利用することとし、事業実施前に比べ肥飼料利用割合の拡大を図ること。

エ このほか、都道府県知事が必要と認める要件を満たす施設であること。

(35) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。) することとする。

## 2 事業実施主体

(1) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(3)の農業者の組織する団体で、別記1に定めるものとは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下同じ。)

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)

オ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。)

カ その他農業者の組織する団体

なお、当該団体等が事業実施主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していなければならないものとする。

(2) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体(企業及び業界団体は除く。)とする。

ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ 営利を目的としないものであること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は

政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

(3) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(6)の「別記1に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体に構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

(4) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(9)の「別記1に定める民間事業者」は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 都道府県が優先枠（配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のことをいう。以下同じ。）として配分を受けた交付金の範囲内でスマート農業実践施設の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組又は水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組を行う者であって、次の要件を全て満たすもの。

(ア) 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

(イ) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(ウ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

イ 環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給し、又は供給することが確実であること。

(5) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)の「別記1に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

イ 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

エ 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(6) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(11)の「別記1に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組みとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約



(事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。)を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

(7) 本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(14)の「別記1に定めるコンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者(民間事業者の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。)とすること。

ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。

オ コンソーシアム規約において、一の手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

(ア) 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

(イ) 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

### 3 交付率

本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合は、次の(1)から(5)までに掲げる場合とし、別記1に定める交付率は、当該(1)から(5)までに定める率とする。

(1) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の6以内

ア 対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合

イ 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設又は家畜飼養管理施設を整備する場合

(2) 次のア又はイに掲げる場合 事業費の10分の4以内

ア 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等(4の(6)のイに定める地域をいう。以下同じ。)以外の地域が受益地区の過半を占める場合

イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

(3) 次のアからクまでに掲げる場合 事業費の3分の1以内

ア 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの

附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合

エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

オ 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症（以下「T S E」という。）対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合

カ 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

キ 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

ク 畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合

(4) 次に掲げる場合 事業費の10分の3以内

受益が1経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）

(5) 次に掲げる場合 事業費の20分の11

農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

#### 4 採択要件

(1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 事業の交付対象上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる施設にあつては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあつては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき999千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき502千円 麦にあつては計画処理量1ト

		ンにつき490千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき4,940千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,679千円
集出荷貯蔵施設（りんご）		計画処理量1トンにつき421千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき300千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）		計画処理量1トンにつき189千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理数量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円/ha
	防風施設	46,587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	40千円/m <sup>2</sup>
	ほ場内地下水水位制御システム	3,150千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量1トンにつき3,200千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	35千円/m <sup>2</sup>
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき533千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	29千円/m <sup>2</sup>
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用45千円/m <sup>2</sup> 哺育育成牛用45千円/m <sup>2</sup>
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	45千円/m <sup>2</sup>

	分娩豚舎(ストール等附帯部分を除く。)	59千円/㎡	
	ウインドレス鶏舎(ケージ等附帯部分を除く。)	48千円/㎡	
	家畜改良施設	240千円/㎡	
	畜産新技術に係る施設	250千円/㎡	
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	7,800千円×1日当たりの処理能力頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。) 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、9,500千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算) ただし、5の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの交付対象基準の(c)のただし書きに基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)が560頭未満の場合は、10,140千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算) 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、12,500千円×1日当たりの処理能力頭数(肥育豚換算)	
家畜市場		5,550千円×子牛市場の開催日 1日当たりの取引頭数	
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	45千円/㎡	
	屋根掛け	500㎡未満	23千円/㎡
		500㎡以上	20千円/㎡
	尿貯留施設	1,000m <sup>3</sup> 未満	30千円/m <sup>3</sup>
1,000m <sup>3</sup> 以上		25千円/m <sup>3</sup>	
飼料作物(飼料用米を含む。)関連施設	バンカーサイロ	7千円/m <sup>3</sup>	
	乾草舎	50千円/㎡	
	飼料調製施設	50千円/㎡	
	飼料分析指導室	225千円/㎡	
	栄養分析器	9,900千円/台	
	ミネラル分析器	1,170千円/台	
	土壌分析器	630千円/台	

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

3 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍(小数点第1位を四捨五入)とする。

4 配分基準通知第1の2の(2)のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍(小数点第1位を四捨五入)とする。

(3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(4)の別記1に定める場合は、次に掲げる場合とする。

ア 環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

ただし、本要綱別記1のII-1の第2の1の(28)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。)及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

イ 北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合

ウ 土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合

(4) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合であっても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき(都道府県知事は理由書を作成し、Iの第3の2の(2)に定める協議を行うものとする。)は、当該事業を実施できるものとする。

(5) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)については、この限りでない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。</li> <li>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョ</li> </ul>
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	

			<p>ン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。</p> <p>(a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>(b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
	稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
	麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合	

		は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積) 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積)	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
さとうきび		10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
こんにゃく		10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
そば		5ヘクタール	
ハトムギ		10ヘクタール	

		ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	<p>集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。</p> <p>なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。</p>	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下同じ。）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年1月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知。以下同じ。）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施</p>	



		<p>する場合にあつては2ヘクタールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	<p>5ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	上記以外の果樹	<p>3ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては30アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
野菜	露地野菜	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、沖縄県にあつては5ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	

		る。	
	施設野菜	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設花き	3ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条

第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

(ウ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(カ) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域

(キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。</li> <li>(a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</li> <li>(b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</li> </ul>
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	

	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する 場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により 新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が 10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、 当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により 新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により 新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が 指定地域（砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律 （昭和40年法律第109号）第 19条の指定地域をいう。） の区域内にあること。	
	なたね こんにやく ホップ	5ヘクタール	
染料作物	3ヘクタール		
果樹	果樹農業振興特別	10ヘクタール	

	措置法施行令第2条に定める果樹で露地栽培のもの		
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

- ウ 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。
- エ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

## 5 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアからオまでに定める施設等(耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備)については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	交付対象基準
耕種作物小規模土地 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。</li> <li>・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業(農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙1の別表の1の(1)の基盤整備)において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 また、環境保全の取組のうち小規模公害防除の受益面積は、10ヘクタール未満とする。</li> <li>・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。</li> <li>・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。</li> <li>・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式(水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。)により行うものとする。</li> <li>・耕作道等を整備する場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。</li> <li>・環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合にあつては、ほ場整備、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。</li> <li>・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあつては、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。</li> <li>・土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)を実施する場合にあつては、土壌土層改良を実施できるものとする。</li> </ul>
ほ場整備	
園地改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。</li> </ul>
優良品種系統等への改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検</li> </ul>

討の上、次に掲げる（a）から（e）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。

（b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月27日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

（c）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。

ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。

（d）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

（e）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。

（b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。

なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

（c）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。

・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工	
土壌土層改良	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。</p> <p>ただし、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。</p> </li> <li> <p>・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る（a）及び（b）に定める要件を満たす地域であることとする。</p> <p>（a）地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。</p> <p>（b）地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）及び山間へき地（山村振興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域をいう。）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 都府県の場合 10ヘクタール</li> <li>ii 北海道の場合 20ヘクタール</li> </ul> </li> <li> <p>・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。</p> <p>また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、水田フル活用ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。</p> </li> <li> <p>・環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修</li> <li>（b）かんがい用排水施設の新設又は改修</li> <li>（c）農用地間の地目変換のための事業</li> </ul> </li> </ul>
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	



雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・なお、本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合及び額は、次に掲げる（a）から（c）までのおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。）にあつては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として交付できる。 （b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 （c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。）にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場利用の再編成を推進するためのものとする。 ・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の（1）のただし書の別記1に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地	

整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編成に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。</li> <li>・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。</li> </ul>
耕種作物産地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>（b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。</li> </ul> </li> <li>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</li> </ul> </li> </ul>
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。</li> <li>・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るもの</li> </ul>

	とする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設とする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。</li> <li>・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留

設	<p>施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。</p> <p>ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>• 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。</li> </ul> <p>原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。</p> <p>また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> </ul> <p>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。</li> </ul> <p>なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>• 病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。</li> </ul> <p>なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、</li> </ul>

	<p>食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新たな生産事業モデル支援タイプの民間事業者においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあつては、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。</li> </ul>
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</li> <li>市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあつても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。</li> <li>・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農用区域及び生産緑地以外であっても、農用区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。</li> <li>・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</li> </ul>
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物広域流通システムを構築する場合、移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。 また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</li> <li>・青果物広域流通システムを構築する際において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</li> </ul>
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築を構築する際において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあつても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。</li> </ul>
選別、調製及び包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コー</li> </ul>

装施設	ド等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。        なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。</li> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</li> </ul>
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。</li> <li>・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。</li> <li>・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。        なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。        (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。        (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。        (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。        (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。</li> </ul>
農産物取引幹施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶、こんにやく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。        (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。        ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を經由して流通することが</li> </ul>

	<p>確実と見込まれる場合に限るものとする。</p> <p>i 茶……………1,000ヘクタール</p> <p>ii こんにゃく……………600ヘクタール</p>
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。</li> <li>また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。</li> <li>ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>青果物広域流通システムを構築する場合には、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。</li> </ul>
附帯施設	
産地管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。</li> <li>また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土壌の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。</li> </ul>
分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。</li> <li>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
用土等供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。</li> <li>環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
用土供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。</li> </ul>
土壌機能増進資材製造施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。</li> </ul>
附帯施設	
農作物被害防止施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設</li> </ul>



設	とする。
防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
防風施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
病虫害防除施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。</li> </ul>
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。</li> <li>・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）栽培管理作業の共同化 <ul style="list-style-type: none"> <li>育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。</li> </ul> </li> <li>（b）資材の共同購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。</li> </ul> </li> <li>（c）共同出荷 <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷に際しては、共同で行うこととする。</li> </ul> </li> <li>（d）所有の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。</li> </ul> </li> <li>（e）管理運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。</li> <li>・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去</li> </ul>

	<p>の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。) 又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付(栽培)面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積することを原則とする。</li> <li>・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することとする。</li> </ul>
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。</li> <li>・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組み品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。</li> </ul>
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を導入する場合は、第2の4の(5)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。</li> <li>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</li> </ul>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性</li> </ul>

	<p>を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。</li> <li>・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。</li> <li>・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。</li> <li>・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。</li> <li>・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。</li> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</li> </ul>
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。</li> <li>・当該施設を導入する場合は、第2の4の(6)に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。  また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。(ただし、市街化区域を除く。)</li> <li>・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。)若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。</li> <li>・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。  空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。</li> <li>・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、</li> </ul>

	<p>集中管理棟、自動天窗開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業等での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <li>整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 <p>特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。</p> <p>また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p> </li> </ul>
<p>地域エネルギー等供給施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。 <p>なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。</p> </li> <li>電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネレーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象としないものとする。</li> <li>隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 <p>また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p> </li> </ul>

<p>高度技術導入施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。</li> <li>・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</li> <p style="margin-left: 2em;">脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <li>・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <p style="margin-left: 2em;">なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。</p> <li>・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。</li> </ul>
<p>栽培管理支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</li> <li>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給</li> </ul>

	<p>分を除く。)を供給できる水準のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul>
株分施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いぐさに限る。</li> </ul>
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。</li> </ul>
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。</li> <li>なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の製造に必要な施設とする。</li> <li>・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。</li> <li>・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。</li> <li>・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</li> <li>・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げ</li> </ul>

	<p>る事項について留意するものとする。</p> <p>(a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壤1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壤分析を実施しながら施設を運営するものとする。</p>
堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。</li> </ul>
堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。</li> </ul>
地域資源肥料化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。</li> <li>ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。</li> <li>農用地の土壤の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</li> <li>(b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壤の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壤1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壤分析を実施しながら施設を運営するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。</li> </ul>
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</li> </ul>

	る。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備	
畜産物処理加工施設	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
産地食肉センター	<p>・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。</p> <p>(a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。</p> <p>(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の实情により特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること</p>



	<p>又は確立することが見込まれること。</p> <p>(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</p> <p>(f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。</p>
けい留施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）</li> </ul>
と畜解体・内臓処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。</li> </ul>
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。</li> <li>・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。</li> </ul>
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。</li> </ul>
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。</li> <li>（a）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</li> <li>（b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</li> <li>（c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</li> </ul>
ハラール対応施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。</li> </ul>
動物福祉対応施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。</li> </ul>

環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・ 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上、地鶏等の場合はおおむね1,200羽以上であって、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第22条で定める数を超える規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<p>・ 次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。</p> <p>（a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>（b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</p> <p>（c）輸出に係る設備であつて、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p>
ハラール対応施設	・ 輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・ 輸出に係る設備であつて、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・ 当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	

冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。  ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。</li> <li>・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</li> <li>・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</li> <li>・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。</li> </ul>
家畜市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に定める要件に適合するものであること。</li> <li>(a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</li> <li>(b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭(牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。  ただし、中山間地域(山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭(牛換算)以上、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。</li> </ul>
基本施設	
環境対策施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。</li> </ul>

衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。</li> <li>（b）事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもの）をいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。</li> <li>（b）当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。</li> </ul> </li> <li>・ 次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。</li> <li>（b）当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。</li> <li>（c）複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。</li> </ul> </li> <li>・ 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一</li> </ul>

	<p>定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 場所 <p>原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。</p> <p>ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあつては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。</p> </li> <li>(b) 規模等 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 <p>面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人1人当たり専用部分）× 管理人等人数</p> </li> <li>ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。</li> <li>畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。</li> <li>スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及び畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術を2つ以上導入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上及び作業省力化に資さなければならない。</li> </ul>
<p>畜舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。</li> <li>肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。</li> </ul>

- ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。
  - (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあつてはおおむね 300頭以上（繁殖牛にあつてはおおむね100頭以上）、乳用種にあつてはおおむね500頭以上、肥育豚にあつてはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあつてはおおむね150頭以上であること。
    - ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 事業実施主体は協業法人に限る。
    - ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。
  - (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践
  - ・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
    - (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。
    - (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
      - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
      - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
      - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。
- ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。
- ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
  - (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。
  - (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
  - (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該

	<p>規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。</p> <p>(d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</li> </ul>
<p>フリーストール牛舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。</li> <li>・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業実施主体は協業法人に限る。 <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。</p> </li> <li>(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</li> </ul> </li> <li>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</li> <li>(b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</li> <li>ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。</li> <li>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</li> </ul>
<p>ミルクパーラー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。</li> <li>・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業実施主体は協業法人に限る。 <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。</p> </li> <li>(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上</li> </ul> </li> </ul>

	<p>の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</li> <li>(b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</li> <li>ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。</li> <li>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</li> </ul>
ウインドレス鶏舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。</li> <li>・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。</li> <li>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</li> <li>(b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</li> <li>ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。</li> <li>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



ふ卵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編 ・統合を伴う施設整備であること。</li> <li>・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。</li> <li>・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。</li> </ul>
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。</li> <li>・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質にかかわるものとする。</li> <li>・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。</li> </ul>
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。</li> <li>・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルクパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。</li> </ul>
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。</li> <li>・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。</li> <li>・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。</li> </ul>

自給飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。）</li> <li>・施設と一体的に整備される機械装置を含む。</li> </ul>
混合飼料調製・供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。</li> <li>・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。</li> </ul>
混合飼料貯蔵・保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。</li> <li>・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。</li> </ul>
飼料作物収穫調製貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。</li> </ul>
地域未利用資源調製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理施設	
飼料生産・調製・保管施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。</li> </ul>
管理棟	
飼料給与設計用電算施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。</li> </ul>
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	

その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。</li> <li>施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> </ul> </li> </ul>
脱臭施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。</li> <li>施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> </ul>
浄化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。</li> <li>施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> </ul>
一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。</li> <li>整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。</li> </ul>
畜産副産物の肥飼料利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。</li> <li>いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。</li> <li>施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</li> <li>(b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</li> </ul> </li> </ul>
レンダリング処理施設	
原料処理施設	
排水処理施設	
製品保管施設	
管理施設	
乾燥・粉碎施設	
殺菌処理施設	
脱臭施設	
ボイラー施設	

受電施設	
受給水施設	
原料前処理施設	
一体的に整備する施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農業廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

## 別記3 生産事業モデル支援タイプ

### I 共通事項

#### 第1 目的

地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給主体の確保が急務であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成が必要である。

このため、「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された協働事業計画（計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかの10%以上拡大を到達目標に掲げた取組をいう。以下同じ。）に定める取組に対して支援する。

#### 第2 取組の内容等

##### 1 取組の内容

生産事業モデル支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の内容は、IIの第1、IIIの第1に定めるところによるものとする。

##### 2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

##### 3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

###### (1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者（承認規程第2に規定する拠点事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下生産事業モデル支援タイプにおいて「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

###### (2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、IIの第3、IIIの第4に定めるところによるものとする。

###### (3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

##### 4 取組の実施期間

1年とする。

#### 第3 事業実施等の手続

##### 1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、別紙様式2号の2により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下生産事業モデル支援タイプにおいて同じ。）に提出し、地方農政局長等と協

議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局等（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下生産事業モデル支援タイプにおいて同じ。）の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。
- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1)に準じた手続を行うものとする。

- (5) 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、別紙様式2号の3に定める交付決定前着手届を地方農政局長等に届け出ること、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。

この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

## 2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等へ報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の3に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であつて、事業実施主体から成果目標の変更又

は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

#### 第4 拠点事業者及び連携者の役割

1 事業実施主体となる拠点事業者は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、生産事業モデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者は、本対策実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

(1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

(2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）

(3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

#### 第5 事業実施主体

1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。

2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅲの第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。

(1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

(2) 以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

(3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

(2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

## 第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

## 第7 電子情報処理組織による申請等

1 事業実施主体は、交付等要綱第8第1項の規定による交付の申請、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求及び第18第1項の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、



承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

- 4 事業実施主体が第2項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

## 第8 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。  
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

## II 推進事業

### 第1 取組の概要

#### 1 生産安定・効率化機能の具備・強化

- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立  
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。
- (2) 生育予測システム等の導入  
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。
- (3) 種子・種苗等の供給体制の整備  
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- (4) 新たな栽培技術等の導入・普及  
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。
- (5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化  
人・農地プランの実質化（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）、同3、同4及び同5の（1）に規定する取組。以下同じ。）に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

#### 2 供給調整機能の具備・強化

- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立  
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。
- (2) 集出荷調整機能の高度化  
安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

#### 3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入  
生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- (2) 新品種等現地適応性試験の実施  
実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。
- (3) 導入品種等の加工等適性試験  
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- (4) 品質管理、物流の効率化  
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。
- (5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組  
産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。
- (6) 輸出対応型産地の育成  
輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農

薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

#### 4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CA コンテナ、機器等のリース等による導入。

#### 5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。  
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

#### 6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

## 第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

## 第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

#### 第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

#### 第5 交付対象基準

- 1 1 協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

##### (1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

(2) 農業用機械を導入する場合

- ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- イ 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- ウ 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

- a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金) / 当該農業用機械の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

- ア 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
- イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1 / 2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」  
÷「法定耐用年数」）×交付率（1 / 2 以内）

「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）  
× 交付率（1 / 2 以内）

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 交付対象は、生産事業モデルに対応できる拠点事業者の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、

特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

### Ⅲ 整備事業

#### 第1 交付対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設

#### 第2 対象地域

- 1 本対策の主たる受益地は、原則として、生産緑地とする。

ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記1のⅡ－1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

#### 第3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ－1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

#### 第4 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1－1－①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備

#### 第5 交付対象基準

- 1 1年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ－1の第2の5に定める各施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了

しているものは、本対策の交付の対象外とする。

- 4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

- 6 地方農政局長等は、Iの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- (1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

- (2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- 7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合休施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

- 9 施設の附属施設のみでの整備は、交付の対象外とするものとする。

- 10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

- 11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

- (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

- (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

- (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。



(5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 16 本対策により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
  - (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
  - (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
  - (3) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
  - (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

## 第6 留意事項

### 1 周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

### 2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### 3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

### 4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### 5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

### 6 管理運営

#### (1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### (2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

#### (3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

#### (4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

### 7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

### 8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表7 推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費</li> <li>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
システム導入費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格 50 万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが 2 社以下の場合を除き、原則 3 社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。</li> </ul>
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
給与		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
報酬		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>

		<p>手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械</li> <li>・施設、ほ場等借り上げ経費</li> </ul>	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</li> </ul>	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費</li> </ul>	
	消耗品費	<p>○事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費</li> <li>・USBメモリ等の低廉な記憶媒体</li> <li>・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等</li> <li>・本事業の実施のために設置した</li> </ul>	

		コンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>
謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的</li> <li>・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>

役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費</li> <li>・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費</li> </ul>	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあつては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。



別表 8 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
・販売額又は所得額の10%以上の増加
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率
100%以上・・・10ポイント
95%以上・・・8ポイント
90%以上・・・6ポイント
85%以上・・・4ポイント
80%以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減
15%以上・・・10ポイント
13%以上・・・8ポイント
10%以上・・・6ポイント
8%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント

強い農業づくり総合支援交付金  
(生産事業モデル支援タイプ)  
事業実施計画【推進事業】

(強い農業づくり総合支援交付金 (生産事業モデル支援タイプ)  
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記3のⅡの第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅡの第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		交付金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確 費目			
イ 生育予測システム等の導入 費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備 費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及 費目			
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化 費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立 費目			
イ 集出荷調整機能の高度化 費目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入 費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施 費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験 費目			
エ 品質管理、物流の効率化 費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入 費目			
カ 輸出対応型産地の育成 費目			
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入 費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組 費目			
イ 技術等の実証の取組 費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組 費目			
合計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、別記3のⅡの別表7に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式 1 号の 2 別添 2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類 人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの



別紙様式1号の2別添3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式1号の2別添4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名	対象品目名

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式1号の2別添5

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small>                     現有機の有無                      (有の場合:能力・取得年月・台数など)                 </small>				
購入価格(税抜き)	[1]				(円)
	うちオプション分 (税抜き)				(円)
購入価格(税込み)	[2]				(円)
購入費交付申請額	[3]				(円)
購入物件保管場所					
備考					

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費交付申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費 (円)	うち交付金申請額 (円)	備考
具体的内容 (資材の名称等を具体的内容を記載)	個数、面積又は員数 等	単価			
合計					

注: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注:対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等の 名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定(導入する農業用機械等の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。



④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	（月）	備 考
	リース借受日から〇年間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②				（円）	
リース料交付申請額	③				（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④				（円）	
消費税	⑤				（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤				（円）		
リース料交付申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以内		II （リース物件価格 - 残存価格） × 1/2 以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

3. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

4. 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

5. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を  
 整備している（又は整備する見込みである）       整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー  
（令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）  
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社  
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、  
CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、  
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別紙様式1号の2別添6

5. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費			備考
							(円)	国費	自己資金	
計										
計										
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

## 効果増進・検証シート

## 1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

## 2. 各取組の内容等

## (1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

## (2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

## (3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考



## 整備事業の明細票

### 1 事業の目的・効果等

#### ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。  
 ※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

#### イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。  
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

### 2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

### 3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

### 4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m <sup>2</sup>		

## 5 施設利用計画等

### ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量/目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

### イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2年目 (○年度)				3年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

### ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻收穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

## 6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

## 7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	交付金	都道府県費	市町村費	その他			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

## 8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha.t.m <sup>2</sup> 等 (上限事業費)	千円	
		千円/ha.t.m <sup>2</sup> 等		

(注1)施設名は、本要綱別記1のⅡ-1の5に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

## 8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他



9 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

10 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	○○	○○	○○	○○	○○
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程  
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式2号の2（別記3の第3の1の（1）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）  
事業実施主体計画の（変更）承認申請について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3の第3の1の（1）に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式1号の2の事業実施計画を添付すること
  - 2 特認団体の協議にあつては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式2号の3（別記3の第3の1の（5）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）  
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3の第3の1の（5）に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式 3 号の 2（別記 3 の第 3 の 1 の（2）関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること  
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること  
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること  
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。  
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号の2（別記3の第3の2の（1）及び3の（1）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）の事業実  
施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務  
次官依命通知）別記3の第3の〇の（〇）（注3）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること  
2 別記3の第3の2の（2）及び3の（2）による改善措置を講じた場合は、改善措置内  
容についても、あわせて報告すること  
3 事業実施状況報告の場合は、別記3の第3の2の（1）、評価報告の場合は、別記3の第  
3の3の（1）を記載すること。

別紙様式 6号の 3（別記 3の第 3の 3 関係）

〇〇地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

強い農業づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）の事業実施  
に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の 1、2 に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の 1、3、4、5 に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

### 3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、交付等要綱別記3の第3の2の(1)に定める事業実施状況報告書の写しを添付す

### 4. 改善方策

(交付等要綱別記3の第3の2の(1)に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

### 5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策 定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。  
 2 収支率は、収入/支出×100とする。  
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

強い農業づくり総合支援交付金のうち  
産地基幹施設等支援タイプの配分基準について

3 農産第2895号

3 畜産第1972号

令和4年4月1日

農林水産省農産局長

農林水産省畜産局長 通知

強い農業づくり総合支援交付金については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、このうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。



## 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（以下「産地基幹施設等支援タイプ」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1のIのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

### 第1 産地競争力の強化における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

#### 1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のIの1のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱別記1の別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の1の（3）継続事業の負担区分の交付金の額に本基準第3及び第4に定めるところにより評価結果及び前々年度不用額を反映した額をいう。以下同じ。）に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

なお、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強農要綱」という。）及び強い農業・担い手づくり交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「強担要綱」という。）に基づき令和3年度までに実施した事業のうち、要綱別記1のIの第3の2に基づく成果目標の妥当性等の協議の際に、事業実施期間が令和4年度以降に及ぶ継続事業として都道府県計画の協議が行われたものについても、産地基幹施設等支援タイプの継続事業と同様の配分を行うものとする。

#### 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）産地競争力の強化に係る予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

##### ア 優先枠の取組に対するポイントの加算

次の（ア）から（エ）までの取組について、優先枠の範囲内で別表5に定めるポイントを加算できるものとする。

（ア）産地収益力の強化のうちスマート農業実践施設の整備の取組

（イ）産地収益力の強化のうち中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

（ウ）重点政策推進の取組（産地収益力の強化のうち水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組をいう。）

（エ）産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組

なお、（イ）の取組にあつては、地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2276号農林水産事務次官依命通知）等に基づく地域別農業振興計画をいう。）に基づき行われることが確実と見込まれる事業実施計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、上記以外の事業実施計画にも加算できるものとする。

##### イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表1-1-①から別表5までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイン

トが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

ウ 高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目の施設に係る事業実施計画の特定

高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目の新技術については、同一の新技術の導入地区数は、平成 29 年度以降の累計で 3 地区を上限とし、当年度に提出された事業実施計画において同一の新技術の導入を計画する地区の数（以下「新規導入計画地区数」という。）と、当該技術を前年度までに導入した地区の数（以下「導入済み地区数」）の合計がこの上限を超える場合には、交付金の配分対象となる事業実施計画に係る新規導入計画地区数と導入済み地区数との累計が上限に達するまで、ポイントが上位の事業実施計画から順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア スマート農業実践施設の整備の取組及び高度環境制御栽培施設の整備の取組にあつては、1 年度当たり 10 億円

イ 農畜産物輸出に向けた体制整備の産地食肉センターの取組にあつては、1 年度当たり 25 億円

ウ 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より 2 倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあつては、1 年度当たり 25 億円

エ 受益が 1 経営体（法人）に限定される場合の取組にあつては、1 年度当たり 5 億円

オ ア、イ、ウ及びエに掲げる取組以外のものにあつては、1 年度当たり 20 億円

カ ア、イ、ウ、エ及びオにかかわらず、要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の (10) に掲げる中間事業者及び同 (11) に掲げる流通業者が要望できる事業実施計画 1 つ当たりの額にあつては、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 中間事業者 5 億円

(イ) 流通業者 2.5 億円

(3) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順）に並べ、事業実施計画の要望額の割合に対し、8 割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

## 第 2 みどりの食料システム戦略の推進における都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

みどりの食料システム戦略の推進に係る予算額から要綱別表1のIの2のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

(1) 配分対象となる事業実施計画の特定

事業実施計画について、別表1-1-③、別表1-2-③、別表6及び別表7に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

(2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、第1の2の(2)に準じるものとする。

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順)に並べ、(1)の事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

### 第3 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第28に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策に係る要綱第28に基づく評価結果については、本項を適用しない。

1 評価結果の反映は、要綱第28に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値(当該達成率が要綱別表1のIのメニューの欄の1及び2のメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映に当たっては、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業の評価結果についても、同様の取扱いを行うものとする。

2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の1(1)総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント

80%以上 95%未満	0 ポイント
40%以上 80%未満	- 1 ポイント
40%未満	- 2 ポイント

#### 第4 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取扱いを行うものとする。

ただし、要綱第4の1のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0 ポイント
5%以上 10%未満	- 1 ポイント
10%以上	- 2 ポイント

(注) 前々年度都道府県別不用額率=前々年度不用額/前々年度割当額×100

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1の規定を適用しないこととする。

#### 第5 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」(平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について」(他の事業で準用される場合を含む。)に基づき、令和3年度までに実施した事業又は令和4年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

**別表 1-1-①（産地収益力の強化に向けた総合的推進）**

各メニューの産地基幹施設等（以下「施設等」という。）の整備内容は以下のとおりとする。  
また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-①のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
		A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
土地利用型作物（稲 （新規需要米を除く。））	育苗施設	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	乾燥調製施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	農産物処理加工施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	集出荷貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	産地管理施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
土地利用型作物（新規需要米） ※新規需要米とは、 輸出用米、米粉用米 及び飼料用米をいう。 以下同じ。	育苗施設	A9	A10	A11									
	乾燥調製施設	A9	A10	A11	A13								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A9	A10	A11	A13								
	農産物処理加工施設	A9	A10	A12	A13								
	集出荷貯蔵施設	A9	A10	A11	A13								
	産地管理施設	A9	A10	A13									
土地利用型作物（麦 （大麦、はだか麦及び び小麦をいう。））	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	土地利用型作物（豆 類）	耕種作物小規模土地基盤整備	C4	C5									
乾燥調製施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6						
穀類乾燥調製貯蔵施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6						
農産物処理加工施設		C1	C2	C3	C4	C6	C7						
集出荷貯蔵施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6						
産地管理施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6						
土地利用型作物（土	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					

地利用型作物の種子)	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					
	種子種苗生産関連施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					
畑作物・地域特産物 (いも類)	耕種作物小規模土地基盤整備	E1	E2	E3	E4	E5	E6						
	育苗施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E11	E12	E13			
	産地管理施設	E1	E2	E3	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E13		
	農産物処理加工施設	E1	E2	E3	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13
	集出荷貯蔵施設	E1	E2	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13	
	農作物被害防止施設	E1	E2	E6	E7	E8	E9	E10	E13				
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11	E12
	生産技術高度化施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6						
	有機物処理・利用施設	E1	E4	E6									
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	耕種作物小規模土地基盤整備	E6	E14	E17	E18								
	育苗施設	E6	E11	E12	E14	E17	E18						
	農産物処理加工施設	E1	E2	E4	E15	E16	E17	E18					
	集出荷貯蔵施設(てん菜に限る)	E1	E2	E4	E15	E16	E17						
	農作物被害防止施設	E1	E2	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E14	E17	E18	
	種子種苗生産関連施設	E6	E11	E12	E14	E15							
	生産技術高度化施設	E6	E17	E18									
	有機物処理・利用施設	E1	E2	E4	E6	E17	E18	E19					
畑作物・地域特産物 (茶)	耕種作物小規模土地基盤整備	F1	F4	F10	F15								
	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	F1	F3	F5	F9	F10	F11	F12	F13	F15			
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	F1	F5	F6	F9	F10	F11	F12	F13	F15			
	集出荷貯蔵施設	F2	F5	F7	F8	F11	F12	F13					
	産地管理施設	F1	F4	F11									
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	F1	F4	F11									
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病虫害防除施設	F1	F4	F14									

畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	乾燥調製施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	農産物処理加工施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	集出荷貯蔵施設	G2	G3	G4	G5									
	産地管理施設	G1	G2	G4	G5									
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G4	G5								
畑作物・地域特産物 (その他)	耕種作物小規模土地基盤整備	G6	G7	G8	G10	G13								
	育苗施設	G6	G7	G8	G10	G12								
	乾燥調製施設	G6	G7	G8	G11	G12								
	農産物処理加工施設	G6	G7	G8	G10	G11	G15	G16						
	集出荷貯蔵施設	G6	G7	G8	G10	G12								
	産地管理施設	G6	G7	G10	G11	G12	G13							
	生産技術高度化施設	G6	G8	G9	G10	G11	G13	G14						
果樹(注) 1	耕種作物小規模土地基盤整備	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	育苗施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	農産物処理加工施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	集出荷貯蔵施設	H1	H2	H3	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG2	EG3		
	産地管理施設	H1	H2	H3	H4	H5	H7	H9	H10					
	農作物被害防止施設	H1	H2	H7	H9	H10								
	生産技術高度化施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG1		
	種子種苗生産関連施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	有機物処理・利用施設	H1	H2	H4	H5	H6	H7							
	農業廃棄物処理施設整備	H5	H6											
野菜(注) 1	耕種作物小規模土地基盤整備	I1	I2											
	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8					
	農産物処理加工施設	I3	I4	I5	I6	I7	I8							
	集出荷貯蔵施設	I1	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG2	EG3			

	産地管理施設	I1	I2	I3	I5	I6	I8	I9					
	農作物被害防止施設	I1	I5	I6	I9								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG1		
	種子種苗生産関連施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I9			
	有機物処理・利用施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6						
	農業廃棄物処理施設整備	I3	I4										
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	J1	J2	J3	J4	J5	J7						
	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7					
	農産物処理加工施設	J1	J3	J4	J5J	J6	J7						
	集出荷貯蔵施設	J1	J3	J4	J5	J6	J7	J9					
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5J	J6	J7	J8				
	用土等供給施設	J2	J3	J4	J5J	J6	J7						
	農作物被害防止施設	J1	J2	J4	J5J	J6	J7	J8					
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	J4	J5J	J6	J7	J8	J9	EG1		
	種子種苗生産関連施設	J1	J2	J3	J5	J6	J7	J8	J9				
	有機物処理・利用施設	J1	J2	J3	J5	J6	J9						
	農業廃棄物処理施設整備	J1	J2	J3	J5	J6	J7						
畜産周辺環境影響低減（注）2	浄化处理施設	K1	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
	脱臭施設	K2	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
畜産生産基盤育成強化（注）3	畜産物処理加工施設	K3	K4	K6	K7	K8	K9	K16	K17	K18	K19	K21	K22
	家畜飼養管理施設	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13	K14		
		K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				
家畜改良増殖（注）4	家畜改良増殖関連施設（牛）	K5	K6	K23									
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	K5	K24										
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉及び鶏卵）	K5	K25	K26									



	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	K5	K27	K28	K29									
飼料増産	飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5								
	放牧利用条件整備	L1	L2	L3	L4	L5								
	水田飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5								
	自給飼料関連施設	L1	L2	L3	L4	L5								
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	自給飼料関連施設	L2	L5	L6										
食肉等流通体制整備	産食肉センター	M1	M2	M3	M4	M5								
	家畜市場	M6	M7	M8										
	食鳥処理施設	M9	M10											
	鶏卵処理施設	M11	M12	M13										
国産原材料サプライチェーン構築（注） 5、10	耕種作物小規模土地基盤整備	N1	N2											
	育苗施設	N1	N2											
	乾燥調製施設	N1	N2											
	穀類乾燥調製貯蔵施設	N1	N2											
	農産物処理加工施設	N1	N2											
	集出荷貯蔵施設	N1	N2											
	産地管理施設	N1	N2											
	農作物被害防止施設	N1	N2											
	生産技術高度化施設	N1	N2											
	種子種苗生産関連施設	N1	N2											
	畜産物処理加工施設	N1	N2											
	家畜飼養管理施設	N1	N2											
農畜産物輸出に向けた体制整備（注）6	耕種作物産地基幹施設整備	N3	N4											
	畜産物産地基幹施設整備	N5	N6											
スマート農業実践施設の整備	生産技術高度化施設	O1	O2	O3										
	家畜飼養管理施設	K5	K7	K8	K6	K9	K10	K11	K12	K13				
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				

地球温暖化対策・環境保全型農業（注） 7	耕種作物小規模土地基盤整備	P1	P2	P5														
	育苗施設	P2	P3															
	用土等供給施設	P1	P2	P5														
	農作物被害防止施設	P2	P3															
	種子種苗生産関連施設	P2	P3															
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P2	P5	P6													
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	P1	P2	P4														
環境保全（小規模公害防除）	耕種作物小規模土地基盤整備	P7	P8															
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	農業廃棄物処理施設整備	P9	P10															
環境保全（地域資源を活用した生産資材の確保）	油糧作物処理加工施設	P11	P12	P13														
	バイオエーセル燃料製造供給施設	P11	P12	P13														
有機農業（注） 8	種子種苗生産関連施設	P3	Q1															
	育苗施設	P3	Q1															
	穀類乾燥調製貯蔵施設	P3	Q1															
	農産物処理加工施設	P3	Q1															
	集出荷貯蔵施設	P3	Q1															
	産地管理施設	P3	Q1	Q3														
	用土等供給施設	P1	P3	Q3														
	農業廃棄物処理施設	P1	P3	Q3														
	生産技術高度化施設	P1	P3	Q1	Q2													
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P3	Q3														
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	Q1	Q2															
土づくり（科学的データに基づく土づくり）（注） 9	有機物処理・利用施設	P1	P5	Q4														
	用土等供給施設（土壌機能増進資材製造施設）	P1	P5	Q4														
	産地管理施設	P1	P5	Q4														

	耕種作物小規模土地基盤整備 (土壌土層改良)	P1	P5	Q4									
土づくり (被災農地の地力回復)	耕種作物小規模土地基盤整備 (土壌土層改良)	Q5	Q6	Q7									
畜産副産物の肥飼料利用	畜産副産物肥飼料利用施設	R1	R2										

- (注) 1 : 青果物広域流通システム構築を行う場合は EG2 を必須とし、当該施設で取り扱う作物 (野菜及び果樹) の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 2 : 畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
- (1) 浄化処理施設を整備する場合は、K1 を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- (2) 脱臭施設を整備する場合は、K2 を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 3 : 畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
- 4 : 家畜改良増殖の取組のうち牛の家畜改良増殖関連施設を整備する場合は、当該施設で乳牛を取り扱う場合は、K5、K6 から 1 つ又は 2 つ、当該施設で肉用牛を取り扱う場合は、K5、K23 から 1 つ又は 2 つの成果目標を立てること。
- 5 : 国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は N1 又は N2 を必須とし、当該施設で取り扱う作物等 (稲、野菜、果樹、麦、豆類、地域特産物及び畜産物) の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 6 : 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、N3、N4、N5 及び N6 の中から一つを必須とし、対応するメニュー (土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備) 及び整備する施設 (食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。) に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 7 : 環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、P4 を必須とし、P1 又は P2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 8 : 有機農業の取組で産地管理施設、用土等供給施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設及び有機物処理・利用施設 (地域資源肥料化処理施設を除く。) を整備する場合は、Q1 を必須とし、産地管理施設においては P3 及び Q3、用土等供給施設・農業廃棄物処理施設・有機物処理・利用施設 (地域資源肥料化処理施設を除く。) においては P1、P3 及び Q3、生産技術高度化施設においては P1、P3、Q2 及び Q3 の中からそれぞれ 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 9 : 土づくり (科学的データに基づく土づくり) に取組む場合にあっては、Q4 を必須とし、P1 又は P5 から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 10 : 生産事業モデル支援タイプにあっては、別記 1 の II の II - 1 の第 1 の 13 の「生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体」を「生産者及び民間事業者 (別記 3 に定めるもの。)」とみなすことができる。

### 別表 1-1-② (産地合理化の促進)

各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-②のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
		a1	a2	a3	a4								
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (注) 1	乾燥調製施設	a1	a2	a3	a4								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	a1	a2	a3	a4								
	集出荷貯蔵施設	a1	a2	a3	a4								
	種子種苗生産関連施設	a1	a2	a3	a4								
集出荷貯蔵施設等再編利用 (注) 2	集出荷貯蔵施設	b1											
	農産物処理加工施設	b1											
農産物処理加工施設等再編利用 (注) 3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	c1											
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	c1											
食肉等流通体制再編整備 (注) 4	家畜市場	d1											
	食鳥処理施設	d2											
	鶏卵処理施設	d3											
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	e1	e2	e5	e6								
	国内産いもでん粉工場の合理化	e1	e2	e5	e6								
	国内産糖工場再編整備	e3	e4	e5	e6								
	国内産糖工場の合理化	e3	e4	e5	e6								
乳業再編等整備	効率的乳業施設整備	f1	f2	f3	f4	f5							
	集送乳合理化等推進整備のうち大型貯乳施設整備	f6	f7	f8	f9								
	集送乳合理化等推進整備のうち需給調整拠点施設整備	f10	f11	f12									

(注) 1 : 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は a1 から a4 の中から成果目標を 1 つ、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物 (稲、麦、豆類等) の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2 : 集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は b1 を必須とし、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物 (野菜、果樹及び花き) の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

3 : 農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は c1 を必須とし、別表 1-2-①の当該施設で取り扱う作物 (茶) の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

4 : 食肉等流通体制再編整備のうち家畜市場の再編を行う場合は d1、食鳥処理施設の再編を行

う場合は d2、鶏卵処理施設の再編を行う場合は d3 を必須とし、別表 1－2－①の食肉等流通体制整備の成果目標のうち当該施設に対応したものから 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

**別表 1-1-③ (みどりの食料システム戦略の推進)**

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-③のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別												
みどりの食料システム戦略の推進 (注)	耕種作物小規模土地基盤整備	Z1	Z2	Z3	Z4									
	飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	Z1	Z2	Z3	Z4									
	耕種作物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4									
	畜産物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4									
	農業廃棄物処理施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4									

(注) : みどりの食料システム戦略の推進の取組を行う場合は、Z1 から Z4 までの中から成果目標を 1 つ立てることを必須とし、別表 1-2-①のうち当該施設で取り扱う作物等の成果目標 (生産性向上等の収益性の向上に資する成果目標に限る。) から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

**別表 1-2-①（産地収益力の強化に向けた総合的推進）**

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通		<p>※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、各都道府県1事業実施計画に限り、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。……………5ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること</li> <li>生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと</li> </ul>	
土地利用型作物 (稲(新規需要米を除く。))	A1	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント 25ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 15ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10.0%以上。</p> <p>40.0%以上……………5ポイント 32.5%以上……………4ポイント 25.0%以上……………3ポイント 17.5%以上……………2ポイント 10.0%以上……………1ポイント</p>
	A2	<p>・10a当たり物財費を1%以上削減。</p> <p>8%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 4%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の10a当たり物財費について</p> <p>全国平均値より15%以上下回る場合……………5ポイント 全国平均値より10%以上下回る場合……………4ポイント 全国平均値より5%以上下回る場合……………3ポイント</p>
	A3	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする)</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>38.0%以上……………5ポイント 29.8%以上……………4ポイント 21.5%以上……………3ポイント 13.3%以上……………2ポイント 5.0%以上……………1ポイント</p>
	A4	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 8ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>

	A5	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	A6	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント ※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種(複数品種がある場合はその合計)の作付割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	A7	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	A8	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント ※育苗施設の場合は密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能。</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	A9	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 8ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 4ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上……………5ポイント 6.5%以上……………4ポイント 5.0%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント</p>



			2.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	A10	<p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  35ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  30ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種(※)の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・5ポイント  40%以上・・・・・・・・4ポイント  30%以上・・・・・・・・3ポイント  20%以上・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米粉・飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む)のほか、栽培試験の結果が事業実施畜の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p>
	A11	<p>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物財費に対して95%以下。</p> <p>85%以下・・・・・・・・10ポイント  87.5%以下・・・・・・・・8ポイント  90%以下・・・・・・・・6ポイント  92.5%以下・・・・・・・・4ポイント  95%以下・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>60kg当たり物財費が全国平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・5ポイント</p> <p>60kg当たり物財費が全国平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・3ポイント</p>
	A12	<p>・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当りに換算)が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・10ポイント  125%以上・・・・・・・・8ポイント  100%以上・・・・・・・・6ポイント  75%以上・・・・・・・・4ポイント  50%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について</p> <p>前年から増加・・・・・・・・2ポイント  取組開始年から増加・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・3ポイント</p>
	A13	<p>・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。</p> <p>125%以上・・・・・・・・10ポイント  120%以上・・・・・・・・8ポイント  115%以上・・・・・・・・6ポイント  110%以上・・・・・・・・4ポイント  105%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種(※)によって行われている割合が20%以上。</p> <p>100%・・・・・・・・5ポイント  80%以上・・・・・・・・4ポイント  60%以上・・・・・・・・3ポイント  40%以上・・・・・・・・2ポイント  20%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米粉・飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む)のほか、栽培試験の結果が事業実施畜の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p>
土地利用型作物 (麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。))	B1	<p>・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。</p> <p>25%以上・・・・・・・・10ポイント  20%以上・・・・・・・・8ポイント  15%以上・・・・・・・・6ポイント  10%以上・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前(5年遡る事が困難な場合は直近3年前)と比較した増加割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・5ポイント  20%以上・・・・・・・・4ポイント  15%以上・・・・・・・・3ポイント  10%以上・・・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	B2	<p>・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイン</p>	<p>・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。</p>

	<p>ト以上増加。</p> <p>11 ポイント以上 ……………10 ポイント  10 ポイント以上…………… 8ポイント  9ポイント以上 ……………6ポイント  8ポイント以上 ……………4ポイント  7ポイント以上 ……………2ポイント</p>	<p>80%以上……………5ポイント  60%以上……………4ポイント  40%以上……………3ポイント  30%以上……………2ポイント  20%以上……………1ポイント</p>
B3	<p>・国内産小麦の加工適性試験(100 点満点)において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4 ポイント以上増加。</p> <p>2.0 ポイント以上……………10 ポイント  1.6 ポイント以上……………8ポイント  1.2 ポイント以上……………6ポイント  0.8 ポイント以上……………4ポイント  0.4 ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・国内産小麦の加工適性試験(100 点満点)において、めん用品種については ASW 並、パン用品種では HRW 並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</p> <p>1.7 ポイント以内……………5ポイント  2.5 ポイント以内……………4ポイント  3.4 ポイント以内……………3ポイント  4.3 ポイント以内……………2ポイント  5.2 ポイント以内……………1ポイント</p>
B4	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上 ……………10 ポイント  12%以上 ……………8ポイント  9%以上……………6ポイント  6%以上……………4ポイント  3%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が地域別(北海道・都府県)平均単収に対して 101%以上。</p> <p>107%以上……………5ポイント  105.5%以上 ……………4ポイント  104%以上……………3ポイント  102.5%以上 ……………2ポイント  101%以上……………1ポイント</p>
B5	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15 ポイント以上……………10 ポイント  12.5 ポイント以上……………8ポイント  10 ポイント以上 ……………6ポイント  7.5 ポイント以上 ……………4ポイント  5ポイント以上 ……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B6 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント  75%以上……………4ポイント  70%以上……………3ポイント  65%以上……………2ポイント  60%以上……………1ポイント</p>
B6	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの)を 10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>50%以上削減……………10 ポイント  40%以上削減……………8ポイント  30%以上削減……………6ポイント  20%以上削減……………4ポイント  10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B5 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント  75%以上……………4ポイント  70%以上……………3ポイント  65%以上……………2ポイント  60%以上……………1ポイント</p>
B7	<p>・麦類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20 ポイント以上……………10 ポイント  16 ポイント以上……………8ポイント  13 ポイント以上……………6ポイント  9ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※「新品种」とは、独立行政法人や都道府県農試</p>	<p>・麦類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上……………5ポイント  8.0%以上……………4ポイント  6.0%以上……………3ポイント  4.0%以上……………2ポイント  2.0%以上……………1ポイント</p>

		において、平成20年以降に育成された麦類の品種をいう。	
土地利用型作物 (豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。))	C1	<p>・豆類の事業実施地区における上位等級(1、2等)比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上……………10ポイント 30ポイント以上……………8ポイント 25ポイント以上……………6ポイント 20ポイント以上……………4ポイント 15ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が40%以上。</p> <p>60%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント 50%以上……………3ポイント 45%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	C2	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。</p> <p>事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて</p> <p>50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が40%以上。</p> <p>60%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント 50%以上……………3ポイント 45%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	C3	<p>・豆類の契約栽培比率(入札取引数量を除く。)が事業開始前年(前7中5年)と比較して3ポイント以上向上。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率(前7中5年)(入札取引数量を除く。)が全国平均値(前7中5年)と比較して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上……………5ポイント 12ポイント以上……………4ポイント 9ポイント以上……………3ポイント 6ポイント以上……………2ポイント 3ポイント以上……………1ポイント</p>
	C4	<p>・豆類の単収が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の単収(前7中5年)が(北海道・都府県)の平均単収(前7中5年)と比較して102.0%以上。</p> <p>127.0%以上……………5ポイント 120.8%以上……………4ポイント 114.5%以上……………3ポイント 108.3%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント</p>
	C5	<p>・豆類の作付面積が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年(前7中5年)と比較して1%以上。</p> <p>45%以上……………5ポイント 35%以上……………4ポイント 25%以上……………3ポイント 15%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	C6	<p>・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント</p>	<p>・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。</p> <p>15.0%以上……………5ポイント 12.5%以上……………4ポイント</p>

		<p>13ポイント以上……………6ポイント  9ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<p>10.0%以上……………3ポイント  7.5%以上……………2ポイント  5.0%以上……………1ポイント</p>
	C7	<p>・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量又は当該県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始前年と比較して 22 ポイント向上。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント  28ポイント以上……………8ポイント  26ポイント以上……………6ポイント  24ポイント以上……………4ポイント  22ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上……………5ポイント  20ポイント以上……………4ポイント  15ポイント以上……………3ポイント  10ポイント以上……………2ポイント  5ポイント以上……………1ポイント</p>
土地利用型作物 (種子)	D1	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が2ポイント以上向上</p> <p>10ポイント、又は合格率が100%……………10ポイント  8ポイント以上……………8ポイント  6ポイント以上……………6ポイント  4ポイント以上……………4ポイント  2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数</p> <p>5年……………5ポイント  4年……………4ポイント  3年……………3ポイント  2年……………2ポイント  1年……………1ポイント</p>
	D2	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント  12%以上……………8ポイント  9%以上……………6ポイント  6%以上……………4ポイント  3%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が1ha以上。</p> <p>9ha以上……………5ポイント  7ha以上……………4ポイント  5ha以上……………3ポイント  3ha以上……………2ポイント  1ha以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	D3	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3年平均の値と比べて1ポイント以上又は種子更新率が100%</p> <p>……………10ポイント  4ポイント以上……………8ポイント  3ポイント以上……………6ポイント  2ポイント以上……………4ポイント  1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・種子更新率が現状において50%以上。</p> <p>70%以上……………5ポイント  65%以上……………4ポイント  60%以上……………3ポイント  55%以上……………2ポイント  50%以上……………1ポイント</p>
	D4	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性2%以上向上。</p> <p>(労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>10%以上……………10ポイント  8%以上……………8ポイント  6%以上……………6ポイント  4%以上……………4ポイント  2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。</p> <p>(労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>5%以上……………5ポイント  4%以上……………4ポイント  3%以上……………3ポイント  2%以上……………2ポイント  1%以上……………1ポイント</p>
	D5	<p>・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の年平均収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント  12ポイント以上……………8ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の年平均収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上</p> <p>15%以上……………5ポイント  12%以上……………4ポイント</p>

		9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	D6	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	D7	・事業対象となる土地利用型作物の種子について、生産する一般種子、原種、原原種の品種数を1品種以上増加。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 4品種以上・・・・・・・・10ポイント 3品種以上・・・・・・・・8ポイント 2品種以上(麦又は大豆を含む)・・・・6ポイント 2品種以上(麦又は大豆を含まない)・・・・4ポイント 1品種以上・・・・・・・・2ポイント ※増加する品種数が分かるもの(種子生産計画など)を提出する。	・事業対象となる土地利用型作物の種子について、現状生産する一般種子、原種、原原種の品種数が1品種以上。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 5品種以上・・・・・・・・5ポイント 4品種以上・・・・・・・・4ポイント 3品種以上・・・・・・・・3ポイント 2品種以上・・・・・・・・2ポイント 1品種以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物(いも類)	E1	・販売金額を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	E2	・販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E1の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	E3	【でん粉原料用以外ばれいしょ・かんしょのみ】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・1ポイント
	E4	・生産・製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・生産・製造コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	E5	【いも類】 ・労働生産性を2.6%以上向上。 13%以上・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・6ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント

		5.2%以上……………4ポイント 2.6%以上……………2ポイント	3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
E6		・10a 当たり収量が2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・事業実施地区における 10a 当たりの単収が過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
E7		・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E8 の成果目標を選択することはできない。	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下……………5ポイント 5.4%以下……………4ポイント 9.0%以下……………3ポイント 12.6%以下……………2ポイント 16.2%以下……………1ポイント
E8		・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E7 の成果目標を選択することはできない。	・産地単位の取組として、ジャガイモシロセンチュウ又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント ・ばれいしよの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしよ栽培中に、抜き取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしよにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止
E9		・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E10 の成果目標を選択することはできない。	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が70シスト以下。 50シスト以下……………5ポイント 55シスト以下……………4ポイント 60シスト以下……………3ポイント 65シスト以下……………2ポイント 70シスト以下……………1ポイント
E10		・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場	・産地単位の取組として、ジャガイモシロシスト又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)の密度低減のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント ・シストセンチュウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ抵

		合は、E9 の成果目標を選択することはできない。	抗性品種作付の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野良生えの除去 ・シストセンチュウ発生ほ場における継続的なセンチュウ密度調査の実施
	E11	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E12 の成果目標を選択することはできない。	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント
	E12	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種を作付けすることにより、現行の当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上……………10ポイント 38ポイント以上……………8ポイント 36ポイント以上……………6ポイント 33ポイント以上……………4ポイント 30ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E11 の成果目標を選択することはできない。	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント
畑作物・地域特産物(甘味資源作物)	E13	・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント	・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下……………5ポイント 1.5%以下……………4ポイント 2.0%以下……………3ポイント 2.5%以下……………2ポイント 3.0%以下……………1ポイント
	E14	・収穫面積が1%以上増加。 5%以上……………10ポイント 4%以上……………8ポイント 3%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント	・収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E15	・糖度・でん粉価が1%以上上昇。 3%以上……………10ポイント 2.5%以上……………8ポイント 2%以上……………6ポイント 1.5%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント ※さとうきび及びびてん菜においては糖度、でん粉用かんしょについてはでん粉価を指標とする。	・事業実施地区における平均糖度又はでん粉価が、過去5年平均糖度又はでん粉価と比較して1%以上高い。 3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E16	【甘味資源作物のみ】原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上……………10ポイント 35%以上……………8ポイント	・事業実施地区における原料における夾雑物の混入率の削減割合が過去5年平均の混入率の削減割合と比較して1%以上。 5%以上……………5ポイント

		30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E17	【てん菜】 ・労働生産性を3%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E18	【さとうきび】 ・労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E19	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物(茶)	F1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 ※ 産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。 ※ 直近値とは、農作物被害防止施設の場合は、直近5年間の品質被害(災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害)発生年度の値、その他の施設の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の増加率が3%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は、過去5年間の品質被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は、過去3年間の増加率という。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F2	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等に	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント



	<p>おける荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>44%以上……………10ポイント 36%以上……………8ポイント 27%以上……………6ポイント 18%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>41以下……………4ポイント 43以下……………3ポイント 45以下……………2ポイント 47以下……………1ポイント</p>
F4	<p>・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 ※現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。 ※直近値とは、農作物被害防止施設の場合は直近5年間の単収被害(災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害)発生年度の値、その他の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。</p> <p>24%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 16%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p>	<p>・10a当たりの単収の増加率が4%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は過去5年間の単収被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は過去3年間の増加率とする。</p> <p>12%以上……………5ポイント 10%以上……………4ポイント 8%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 4%以上……………1ポイント</p>
F5	<p>・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。)</p> <p>35以上……………10ポイント 28以上……………8ポイント 21以上……………6ポイント 14以上……………4ポイント 7以上……………2ポイント</p>	<p>・契約取引量指数の直近値が7以上。</p> <p>42以上……………5ポイント 33以上……………4ポイント 25以上……………3ポイント 16以上……………2ポイント 7以上……………1ポイント</p>
F6	<p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (なお、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>40以上……………10ポイント 33以上……………8ポイント 25以上……………6ポイント 18以上……………4ポイント 10以上……………2ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</p> <p>25以上……………5ポイント 20以上……………4ポイント 15以上……………3ポイント 10以上……………2ポイント 5以上……………1ポイント</p>
F7	<p>・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>13%以上……………10ポイント 11%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F8は選択できない。</p>	<p>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上……………5ポイント 6%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント</p>
F8	<p>・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加。 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。)</p>	<p>・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上……………5ポイント 6%以上……………4ポイント</p>

		13%以上……………10ポイント 11%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F7は選択できない。	5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
	F9	・産物1kg当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)を直近値の1.2%以上低減。 9.0%以上……………10ポイント 7.2%以上……………8ポイント 5.4%以上……………6ポイント 3.0%以上……………4ポイント 1.2%以上……………2ポイント	・産物1kg 当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)の過去3年間の低減率が0.6%以上。 4.8%以上……………5ポイント 3.6%以上……………4ポイント 2.4%以上……………3ポイント 1.2%以上……………2ポイント 0.6%以上……………1ポイント
	F10	・産物1kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間とする。) 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・産物1kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間とする。) 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	F11	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下……………5ポイント 56以下……………4ポイント 63以下……………3ポイント 69以下……………2ポイント 75以下……………1ポイント
	F12	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上……………10ポイント 40以上……………8ポイント 35以上……………6ポイント 30以上……………4ポイント 25以上……………2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F13の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上……………5ポイント 30以上……………4ポイント 24以上……………3ポイント 19以上……………2ポイント 13以上……………1ポイント
	F13	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下……………5ポイント 54以下……………4ポイント 58以下……………3ポイント 62以下……………2ポイント 66以下……………1ポイント

		<p>11%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F12 の成果目標を選択することはできない。</p>	
	F14	<p>・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合を20ポイント以上増加。</p> <p>100ポイント……………10ポイント 80ポイント以上……………8ポイント 60ポイント以上……………6ポイント 40ポイント以上……………4ポイント 20ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合が13%以上。</p> <p>63%以上……………5ポイント 51%以上……………4ポイント 39%以上……………3ポイント 26%以上……………2ポイント 13%以上……………1ポイント</p>
	F15	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。</p> <p>5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(いぐさ・量表)	G1	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</p> <p>5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント</p>
	G2	<p>・銘柄品量表の出荷割合を2ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・銘柄品量表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</p> <p>4.0ポイント以上……………5ポイント 3.2ポイント以上……………4ポイント 2.4ポイント以上……………3ポイント 1.6ポイント以上……………2ポイント 0.8ポイント以上……………1ポイント</p>
	G3	<p>・10a当たり労働時間(10a当たりのいぐさ生産又は10a当たり分の量表生産)を6%以上削減。</p> <p>17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p>	<p>・10a当たり労働時間が県平均と比較して1%以上短い。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G4	<p>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G5	<p>・量表JASの格付や、QRコード等による生産履歴付き量表の出荷割合を5ポイント以上増加。</p> <p>26ポイント以上……………10ポイント</p>	<p>・量表JASの格付やQRコード等による生産履歴付き量表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</p>

		21ポイント以上……………8ポイント 16ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	10ポイント以上……………5ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………3ポイント 4ポイント以上……………2ポイント 2ポイント以上……………1ポイント
畑作物・地域特産物(その他)	G6	・契約取引による生産数量の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 ※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて基準年及び目標年の生産数量を算出すること。 35ポイント以上……………10ポイント 28ポイント以上……………8ポイント 22ポイント以上……………6ポイント 16ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント	・事業実施地区における生産数量のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 ※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 60.0%以上……………5ポイント 52.5%以上……………4ポイント 45.0%以上……………3ポイント 37.5%以上……………2ポイント 30.0%以上……………1ポイント
	G7	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量を8%以上増加。 ※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 24%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 8%以上……………1ポイント	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量が8%以上増加。 ※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。 40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 24%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 8%以上……………1ポイント
	G8	・10a当たりの生産コスト(費用合計)を5%以上削減。(きのこを除く) 17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 8%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・10a当たりの生産コスト(費用合計)が、統計部、地方自治体、日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下……………5ポイント 90%以下……………4ポイント 93%以下……………3ポイント 97%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント
	G9	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)を10%以上削減。 80%以上……………10ポイント 60%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、現状の当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上……………5ポイント 45.8%以上……………4ポイント 31.5%以上……………3ポイント 17.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント
	G10	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。

	<p>優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等)をいう。</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント  22.5ポイント以上……………8ポイント  20ポイント以上……………6ポイント  17.5ポイント以上……………4ポイント  15ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>40%以上……………5ポイント  34%以上……………4ポイント  28%以上……………3ポイント  22%以上……………2ポイント  16%以上……………1ポイント</p>
G11	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント  8ポイント以上……………8ポイント  7ポイント以上……………6ポイント  6ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。</p> <p>37%以上……………5ポイント  34%以上……………4ポイント  31%以上……………3ポイント  28%以上……………2ポイント  25%以上……………1ポイント</p>
G12	<p>・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。</p> <p>13ポイント以上……………10ポイント  11ポイント以上……………8ポイント  9ポイント以上……………6ポイント  7ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品)比率が、全国平均に対して5%以上高い。</p> <p>13%以上……………5ポイント  11%以上……………4ポイント  9%以上……………3ポイント  7%以上……………2ポイント  5%以上……………1ポイント</p>
G13	<p>・単収を8%以上増加(きのこを除く)。</p> <p>18%以上……………10ポイント  15.5%以上……………8ポイント  13%以上……………6ポイント  10.5%以上……………4ポイント  8%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。</p> <p>8%以上……………5ポイント  6.5%以上……………4ポイント  5%以上……………3ポイント  3.5%以上……………2ポイント  2%以上……………1ポイント</p>
G14	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加。</p> <p>30%以上……………10ポイント  20%以上……………8ポイント  10%以上……………6ポイント  6%以上……………4ポイント  3%以上……………2ポイント</p>	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>62.0%以上……………5ポイント  47.3%以上……………4ポイント  32.5%以上……………3ポイント  17.8%以上……………2ポイント  3.0%以上……………1ポイント</p>
G15	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。</p> <p>150%以上……………10ポイント  125%以上……………8ポイント  100%以上……………6ポイント  75%以上……………4ポイント  50%以上……………2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。  ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。</p> <p>112%以上……………5ポイント  106%以上……………4ポイント  100%以上……………3ポイント  94%以上……………2ポイント  88%以上……………1ポイント</p>
G16	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量が10%以上増加。  ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。</p> <p>35%以上……………10ポイント  28%以上……………8ポイント  22%以上……………6ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量の割合が30%以上。  ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。</p> <p>50%以上……………5ポイント  45%以上……………4ポイント  40%以上……………3ポイント</p>

		16%以上.....4ポイント 10%以上.....2ポイント	35%以上.....2ポイント 30%以上.....1ポイント
果樹	H1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上.....10ポイント 12ポイント以上.....8ポイント 9ポイント以上.....6ポイント 6ポイント以上.....4ポイント 3ポイント以上.....2ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上.....5ポイント 12.8ポイント以上.....4ポイント 9.5ポイント以上.....3ポイント 6.3ポイント以上.....2ポイント 3.0ポイント以上.....1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	H2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上.....10ポイント 7ポイント以上.....8ポイント 5ポイント以上.....6ポイント 3ポイント以上.....4ポイント 1ポイント以上.....2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。 38.0%以上.....5ポイント 28.8%以上.....4ポイント 19.5%以上.....3ポイント 10.3%以上.....2ポイント 1.0%以上.....1ポイント
	H3	・当該品目の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上.....10ポイント 12ポイント以上.....8ポイント 9ポイント以上.....6ポイント 6ポイント以上.....4ポイント 3ポイント以上.....2ポイント	・現状の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量の割合が3.0%以上。 24.0%以上.....5ポイント 18.8%以上.....4ポイント 13.5%以上.....3ポイント 8.3%以上.....2ポイント 3.0%以上.....1ポイント
	H4	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上.....10ポイント 12%以上.....8ポイント 9%以上.....6ポイント 6%以上.....4ポイント 3%以上.....2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5のうち「単位収量当たりの費用合計」、H6及びH11の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上.....5ポイント 12%以上.....4ポイント 9%以上.....3ポイント 6%以上.....2ポイント 3%以上.....1ポイント
	H5	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上.....10ポイント 16%以上.....8ポイント 13%以上.....6ポイント 9%以上.....4ポイント 5%以上.....2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H6、EG3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上.....5ポイント 17.3%以上.....4ポイント 12.5%以上.....3ポイント 7.8%以上.....2ポイント 3.0%以上.....1ポイント

	H6	<p>・当該品目の単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>33%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 19%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H4及びH5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	H7	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3.0%以上。</p> <p>34.0%以上……………5ポイント 26.3%以上……………4ポイント 18.5%以上……………3ポイント 10.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	H8	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	H9	<p>・当該品目の全出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向けの割合が1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	H10	<p>・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	H11	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
野菜	I1	<p>・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%</p>

	<p>利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの)の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント  12ポイント以上……………8ポイント  9ポイント以上……………6ポイント  6ポイント以上……………4ポイント  3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>以上高い。</p> <p>27%以上……………5ポイント  21%以上……………4ポイント  15%以上……………3ポイント  9%以上……………2ポイント  3%以上……………1ポイント</p>
12	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント  12%以上……………8ポイント  9%以上……………6ポイント  6%以上……………4ポイント  3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、13のうち「単位収量当たりの費用合計」、14、110の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>62.0%以上……………5ポイント  47.3%以上……………4ポイント  32.5%以上……………3ポイント  17.8%以上……………2ポイント  3.0%以上……………1ポイント</p>
13	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。</p> <p>21%以上……………10ポイント  17%以上……………8ポイント  13%以上……………6ポイント  9%以上……………4ポイント  5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、14、EG3の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、12の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>60.0%以上……………5ポイント  45.8%以上……………4ポイント  31.5%以上……………3ポイント  17.3%以上……………2ポイント  3.0%以上……………1ポイント</p>
14	<p>・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</p> <p>41%以上……………10ポイント  31%以上……………8ポイント  21%以上……………6ポイント  11%以上……………4ポイント  5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、12、13の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>24.0%以上……………5ポイント  18.8%以上……………4ポイント  13.5%以上……………3ポイント  8.3%以上……………2ポイント  3.0%以上……………1ポイント</p>
15	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上……………10ポイント  26ポイント以上……………8ポイント  19ポイント以上……………6ポイント  12ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、16、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上……………5ポイント  37.3%以上……………4ポイント  26.5%以上……………3ポイント  15.8%以上……………2ポイント  5.0%以上……………1ポイント</p>
16	<p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。</p>	<p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p>



		70%以上……………10ポイント 55%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I5、EG1の成果目標を選択することはできない。	0.70%以上……………5ポイント 0.59%以上……………4ポイント 0.48%以上……………3ポイント 0.37%以上……………2ポイント 0.26%以上……………1ポイント
	17	・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。 49%以上……………5ポイント 38%以上……………4ポイント 27%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
	18	・当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が5%以上。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
	19	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
	110	・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
花き	J1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外觀品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
	J2	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント

	<p>3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J9の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>85%以上……………2ポイント</p> <p>80%以上……………1ポイント</p>
J3	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)を5%以上縮減。</p> <p>20%以上……………10ポイント</p> <p>16%以上……………8ポイント</p> <p>13%以上……………6ポイント</p> <p>9%以上……………4ポイント</p> <p>5%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下……………5ポイント</p> <p>105%以下……………4ポイント</p> <p>110%以下……………3ポイント</p> <p>115%以下……………2ポイント</p> <p>120%以下……………1ポイント</p>
J4	<p>・転換後の花き品目(品種)の単位面積当たりの販売額が転換前の品目(品種)の単位面積当たりの販売額と比べ、3%以上向上。</p> <p>15%以上……………10ポイント</p> <p>12%以上……………8ポイント</p> <p>9%以上……………6ポイント</p> <p>6%以上……………4ポイント</p> <p>3%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区において転換前の花き品目(品種)の作付面積又は出荷量のシェアが全国の2%以上。</p> <p>10%以上……………5ポイント</p> <p>8%以上……………4ポイント</p> <p>6%以上……………3ポイント</p> <p>4%以上……………2ポイント</p> <p>2%以上……………1ポイント</p>
J5	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント</p> <p>12ポイント以上……………8ポイント</p> <p>9ポイント以上……………6ポイント</p> <p>6ポイント以上……………4ポイント</p> <p>3ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p>
J6	<p>・当該品目の現状の出荷額が2億円以上の事業実施地区において、当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント</p> <p>8ポイント以上……………8ポイント</p> <p>6ポイント以上……………6ポイント</p> <p>4ポイント以上……………4ポイント</p> <p>2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p>
J7	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント</p> <p>4ポイント以上……………8ポイント</p> <p>3ポイント以上……………6ポイント</p> <p>2ポイント以上……………4ポイント</p> <p>1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント</p> <p>20%以上……………4ポイント</p> <p>15%以上……………3ポイント</p> <p>10%以上……………2ポイント</p> <p>5%以上……………1ポイント</p>
J8	<p>・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント</p> <p>20ポイント以上……………8ポイント</p> <p>15ポイント以上……………6ポイント</p> <p>10ポイント以上……………4ポイント</p> <p>5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上……………5ポイント</p> <p>95%以上……………4ポイント</p> <p>90%以上……………3ポイント</p> <p>85%以上……………2ポイント</p> <p>80%以上……………1ポイント</p>
J9	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積当たりの</p>

		<p>加。</p> <p>15%以上……………10ポイント</p> <p>12%以上……………8ポイント</p> <p>9%以上……………6ポイント</p> <p>6%以上……………4ポイント</p> <p>3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
果樹・野菜・花き共通	EG1	<p>【果樹、野菜、花き共通】</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%……………10ポイント</p> <p>40%……………8ポイント</p> <p>30%……………6ポイント</p> <p>20%……………4ポイント</p> <p>10%……………2ポイント</p> <p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H7、15、16及びJ5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・達成すべき成果目標基準及びポイントにおける取得ポイントに応じて下記のとおり現況値ポイントを加算。</p> <p>10ポイント取得……………5ポイント</p> <p>8ポイント取得……………4ポイント</p> <p>6ポイント取得……………3ポイント</p> <p>4ポイント取得……………2ポイント</p> <p>2ポイント取得……………1ポイント</p>
果樹・野菜共通	EG2	<p>【果樹、野菜共通】</p> <p>・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。</p> <p>20%以上……………10ポイント</p> <p>16%以上……………8ポイント</p> <p>13%以上……………6ポイント</p> <p>9%以上……………4ポイント</p> <p>5%以上……………2ポイント</p> <p>※青果物(果樹及び野菜)を対象として広域的な流通システムの構築を行う場合は、必須の成果目標とする。</p> <p>なお、本成果目標を選択した場合は、EG3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる……………5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。</p>
	EG3	<p>【果樹、野菜共通】</p> <p>・現行の出荷規格数を5%以上削減。</p> <p>25%以上……………10ポイント</p> <p>20%以上……………8ポイント</p> <p>15%以上……………6ポイント</p> <p>10%以上……………4ポイント</p> <p>5%以上……………2ポイント</p> <p>※集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合のみ選択可能。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5、13の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。</p>	<p>・過去5年間で出荷規格数を3%以上削減。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
畜産周辺環境影響低減	K1	<p>・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等を暫定排水基準から15%以上低減。(なお、その低減率に関わらず、事業実施後の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等が100mg/l以下の場合は10ポイントとする。)</p>	<p>・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※の排出量が水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準を下回っている。</p> <p>(暫定排水基準-250mg/l)以下……………5ポイント</p> <p>(暫定排水基準-200mg/l)以下……………4ポイント</p>

		80%以上……………10ポイント 65%以上……………8ポイント 50%以上……………6ポイント 35%以上……………4ポイント 15%以上……………2ポイント ※硝酸性窒素等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。	(暫定排水基準-150mg/l)以下……………3ポイント (暫定排水基準-100mg/l)以下……………2ポイント (暫定排水基準-50mg/l)以下……………1ポイント
	K2	・臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を現状から11%以上低減 33%以上……………10ポイント 28%以上……………8ポイント 22%以上……………6ポイント 17%以上……………4ポイント 11%以上……………2ポイント ※ただし、悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0ポイントとする。	・現状の臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を測定した結果が 10以下……………5ポイント 15以下……………4ポイント 18以下……………3ポイント 21以下……………2ポイント
家畜生産基盤育成強化	K3	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施前年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上……………5ポイント 111%以上……………4ポイント 108%以上……………3ポイント 105%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント
家畜生産基盤育成強化	K4	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上……………10ポイント 50ポイント以上……………8ポイント 35ポイント以上……………6ポイント 20ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上……………5ポイント 108%以上……………4ポイント 106%以上……………3ポイント 104%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 家畜改良増殖 スマート農業	K5	<b>【各畜種共通】</b> ・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について80%以上達成。(目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について、都道府県が独自に設定した数値を目標数値とする。) 150%以上……………10ポイント 120%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 90%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント ※現在値を0%、R12年度目標数値を100%とする。(現在値が目標数値を上回っている場合には、家畜改良目標又は鶏の改良増殖目標上の現在の数値を0%とする。) ※他に家畜改良増殖に係る類別(K6、K23～29)を選択した場合は、同じ改良形質(分娩間隔日数等)の成果目標は設定できない。	・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について過去5年間の平均より1%以上増加。(目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について過去5年間の平均と比較する。) 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減	K6	<b>【牛(生乳)】</b> ・酪農における分娩間隔日数を現在値より0.2%以	・過去5年間の平均分娩間隔日数が道又は都府県の

家畜生産基盤育成強化 家畜改良増殖 スマート農業		上短縮。 1.0%以上……………10ポイント 0.8%以上……………8ポイント 0.6%以上……………6ポイント 0.4%以上……………4ポイント 0.2%以上……………2ポイント	平均値と比較して99.7%以下。 98.5%以下……………10ポイント 98.8%以下……………8ポイント 99.1%以下……………6ポイント 99.4%以下……………4ポイント 99.7%以下……………2ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K7	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、K8の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K8	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上……………10ポイント 21%以上……………8ポイント 17%以上……………6ポイント 13%以上……………4ポイント 9%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、K7の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K9	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上……………10ポイント 4.8%以上……………8ポイント 4.0%以上……………6ポイント 3.2%以上……………4ポイント 2.4%以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上……………5ポイント 110.3%以上……………4ポイント 107.5%以上……………3ポイント 104.8%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K10	【牛肉】 ・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上……………10ポイント 1.2ポイント以上……………8ポイント 1.0ポイント以上……………6ポイント 0.8ポイント以上……………4ポイント 0.6ポイント以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上……………5ポイント 132.8%以上……………4ポイント 122.5%以上……………3ポイント 112.3%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
家畜産周辺環境影響低減 畜生産基盤育成強化 スマート農業	K11	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育苗成時事故率((分娩頭数-出荷頭数)/分娩頭数)を4.2%以上低減。 9.8%以上……………10ポイント 8.4%以上……………8ポイント 7.0%以上……………6ポイント 5.6%以上……………4ポイント 4.2%以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区のほ育苗成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下……………5ポイント 87.5%以下……………4ポイント 91.0%以下……………3ポイント 94.5%以下……………2ポイント 98.0%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化	K12	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上……………10ポイント	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。

スマート農業		13%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 7%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K13の成果目標を選択することはできない。	90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K13	【牛肉】・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上……………10ポイント 22%以上……………8ポイント 19%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 12%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K12の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下……………5ポイント 66.5%以下……………4ポイント 77.0%以下……………3ポイント 87.5%以下……………2ポイント 98.0%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K14	【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上……………10ポイント 3.0ポイント以上……………8ポイント 2.5ポイント以上……………6ポイント 2.0ポイント以上……………4ポイント 1.5ポイント以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上……………5ポイント 134.3%以上……………4ポイント 123.5%以上……………3ポイント 112.8%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K15	【豚肉】 ・養豚における事故率((分娩頭数-出荷頭数)/分娩頭数)を24%以上低減。 56%以上……………10ポイント 48%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 32%以上……………4ポイント 24%以上……………2ポイント	・直近3年の当該地区の事故率(出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K16	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 7%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K17の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K17	【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上……………10ポイント 21%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 13%以上……………2ポイント	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K16の成果目標を選択することはできない。	
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K18	<p>【鶏肉(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストを8%以上削減とする。</p> <p>19%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 11%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K19の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。</p> <p>90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント</p>
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K19	<p>【鶏肉(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間を13%以上削減とする。</p> <p>23%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 13%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K18の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。</p> <p>90%以下……………5ポイント 92%以下……………4ポイント 94%以下……………3ポイント 96%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント</p>
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K20	<p>【鶏卵(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 ※種鶏場にあつては種卵の年間生産量、ふ卵場にあつては初生ひなの年間生産量が0.25%以上増加とする。</p> <p>1.00%以上……………10ポイント 0.80%以上……………8ポイント 0.65%以上……………6ポイント 0.45%以上……………4ポイント 0.25%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5の成果目標で年間産卵量に類する項目(産卵率等)を選択することはできない。</p>	<p>・直近3年の当該地区の年間産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種卵の年間生産量の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の初生ひなの年間生産量の平均値が都道府県等の平均値と比較して102%以上とする。</p> <p>122%以上……………5ポイント 117%以上……………4ポイント 112%以上……………3ポイント 107%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント</p>
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K21	<p>【鶏卵(種鶏・ふ卵)】</p> <p>・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが8%以上削減とする。</p> <p>19%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場</p>	<p>・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98.0%以下とする。</p> <p>88.0%以下……………5ポイント 90.5%以下……………4ポイント</p>

		合は、類別 K22 の成果目標を選択することはできない。	93.0%以下……………3ポイント 95.5%以下……………2ポイント 98.0%以下……………1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減  家畜生産基盤育 成強化  スマート農業	K22	【鶏卵(種鶏・ふ卵)】・採卵鶏 100 羽当たり労働時間が 13%以上削減。※種鶏場にあつては種鶏 100 羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵 100 個当たりの労働時間が 13%以上削減とする。 23%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 13%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 K21 の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の採卵鶏 100 羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して 98%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏 100 羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵 100 個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して 98%以下とする。 78%以下……………5ポイント 83%以下……………4ポイント 88%以下……………3ポイント 93%以下……………2ポイント 98%以下……………1ポイント
家畜改良増殖	K23	【牛(牛肉)】 ・種雄牛選抜又は繁殖雌牛の選定において、枝肉 6形質以外の形質(不飽和脂肪酸、繁殖性等)に係るゲノミック評価を活用し、その評価頭数が現在より 10%以上増加。 50%以上……………10ポイント 40%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・種雄牛選抜又は繁殖雌牛選定において、ゲノミック評価を活用し、その評価頭数が過去5年間の平均より 5%以上増加。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K24	【豚(豚肉)】 ・当該銘柄の生産量(産肉量)を現在値より 5%以上増加。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・当該銘柄の生産量(産肉量)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より 5%以上増加。 20%以上……………5ポイント 16%以上……………4ポイント 13%以上……………3ポイント 9%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K25	【鶏(種鶏・ふ卵)】 ・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)が現在値より 5%以上増加。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数が現在値より 5%以上増加。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より 3%以上増加。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数について都道府県等の過去5年間の平均より 3%以上増加。 30%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K26	【鶏(種鶏・ふ卵)】 ・当該銘柄 100 羽当たりの生産コストが現在値より 4%以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏 100 羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵 100 個当たりの生産コストが現在値より 4%以上削減。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント	・当該銘柄 100 羽当たりの生産コストが都道府県における過去5年間の平均より 2%以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏 100 羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵 100 個当たりの生産コストが過去5年間の平均より 2%以上削減。 6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント



		6%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………2ポイント	4%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K27	<b>【特用家畜のうちその他家畜及びみつばち】</b> ・当該家畜の生産量が現在値より20%以上増加。 100%以上……………10ポイント 80%以上……………8ポイント 60%以上……………6ポイント 40%以上……………4ポイント 20%以上……………2ポイント	・当該家畜(当該銘柄)の生産量について、都道府県における過去5年間の平均より10%以上増加。 50%以上……………5ポイント 40%以上……………4ポイント 30%以上……………3ポイント 20%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K28	<b>【特用家畜のうちその他家畜及びみつばち】</b> ・当該家畜の生産コストが現在値より5%以上削減。 12%以上……………10ポイント 10%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・当該家畜(当該銘柄)の生産コストについて、都道府県における過去5年間の平均より2%以上削減。 6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
家畜改良増殖	K29	<b>【馬、特用家畜(その他家畜及びみつばちを除く。)]</b> ・当該家畜の生産量(産肉量)を現在値より5%以上増加。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・当該家畜の生産量(産肉量)について、都道府県における過去5年間の平均より5%以上増加。 20%以上……………5ポイント 16%以上……………4ポイント 13%以上……………3ポイント 9%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
飼料増産	L1	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の都道府県平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が都道府県平均と比較して100%以上。 120%以上……………5ポイント 115%以上……………4ポイント 110%以上……………3ポイント 105%以上……………2ポイント 100%以上……………1ポイント
	L2	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較した割合を4ポイント以上削減。(本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 12ポイント以上……………6ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 4ポイント以上……………2ポイント ※地域未利用資源の飼料利用でも選択可能	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較して100%以下。 80%以下……………5ポイント 85%以下……………4ポイント 90%以下……………3ポイント 95%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント
	L3	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上……………10ポイント 21%以上……………8ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が全国平均と比較して100%以下。 80%以下……………5ポイント 85%以下……………4ポイント

		17%以上……………6ポイント 13%以上……………4ポイント 9%以上……………2ポイント	90%以下……………3ポイント 95%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント
	L4	・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 5%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント	・受益農家の平均生産額が全国平均と比較して100%以上。 110%以上……………5ポイント 108%以上……………4ポイント 106%以上……………3ポイント 104%以上……………2ポイント 102%以上……………1ポイント
	L5	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)を1%以上削減。 5%以上……………10ポイント 4%以上……………8ポイント 3%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント ※地域未利用資源の飼料利用でも選択可能	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下……………5ポイント 97%以下……………4ポイント 98%以下……………3ポイント 99%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント
飼料増産(地域未利用資源の飼料利用)	L6	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可)に対して6%以上拡大。ただし、既に未利用資源を飼料利用している受益農家においては、生産量又は供給量が6%以上増加。 14%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 10%以上……………6ポイント 8%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値の100%以上。 110.0%以上……………5ポイント 107.5%以上……………4ポイント 105.0%以上……………3ポイント 102.5%以上……………2ポイント 100.0%以上……………1ポイント
食肉等流通体制整備	M1	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)を10%以上増加。ただし、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。)以外において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上……………10ポイント 25%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。(ハラール認証を取得している場合は、1日当たりのハラール向け平均処理頭数の100/3と同様に扱うものとする) また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上でかつ、再編整備を伴う場合は、1,120頭以上と同様に扱い、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても、560頭以上と同様に扱うものとする。 (平均処理頭数＝年間処理頭数(肥育豚換算)÷稼働日数(245日)) 1,120頭以上……………5ポイント 980頭以上……………4ポイント 840頭以上……………3ポイント 700頭以上……………2ポイント 560頭以上……………1ポイント
	M2	【牛肉・豚肉】 ・新たに取り組む産地食肉センターの場合にあって	・ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は

	<p>1日当たりの平均処理頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)が1,120頭以上。</p> <p>(平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算)÷稼働日数(245日))</p> <p>1,680頭以上……………10ポイント  1,540頭以上……………8ポイント  1,400頭以上……………6ポイント  1,260頭以上……………4ポイント  1,120頭以上……………2ポイント</p>	<p>1日当たり平均処理頭数が17頭以上。</p> <p>また、離島において事業を実施する場合は、ハラール認証の取得に向けた取組をしていない場合でも、17頭以上と同様に扱うものとする。</p> <p>34頭以上……………5ポイント  30頭以上……………4ポイント  26頭以上……………3ポイント  21頭以上……………2ポイント  17頭以上……………1ポイント</p>
M3	<p><b>【牛肉・豚肉】</b></p> <p>・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を1%以上に増加。</p> <p>ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛及び豚の頭数に限る。</p> <p>5%以上……………10ポイント  4%以上……………8ポイント  3%以上……………6ポイント  2%以上……………4ポイント  1%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に牛肉又は豚肉に関する輸出実績があること……………5ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計(ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。)</p> <p>①HACCP等認定を取得していること……………3ポイント  ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント  ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント  ④牛肉又は豚肉を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………1ポイント  ⑤輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント</p>
M4	<p><b>【牛肉・豚肉】</b>・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上)</p> <p>25%以上……………10ポイント  20%以上……………8ポイント  15%以上……………6ポイント  10%以上……………4ポイント  5%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの牛又は豚の1頭当たりの部分肉処理コストの基準値(牛:27,000円、豚:3,000円)の100%以下とする。</p> <p>80%以下……………5ポイント  85%以下……………4ポイント  90%以下……………3ポイント  95%以下……………2ポイント  100%以下……………1ポイント</p>
M5	<p><b>【牛肉・豚肉】</b></p> <p>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。</p> <p>12.5ポイント以上……………10ポイント  10.0ポイント以上……………8ポイント  7.5ポイント以上……………6ポイント  5.0ポイント以上……………4ポイント  2.5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの牛又は豚の部分肉仕向割合から基準割合(牛:48.0%、豚:66.0%)を引いた値が0以上。</p> <p>また、ハラール認定を取得している施設であって、牛専用の施設である場合には、部分肉仕向割合が10.0ポイント以上と同様に扱うものとする。</p> <p>10.0ポイント以上……………5ポイント  7.5ポイント以上……………4ポイント  5.0ポイント以上……………3ポイント  2.5ポイント以上……………2ポイント  0.0ポイント以上……………1ポイント</p>
M6	<p><b>【家畜流通】</b></p> <p>・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。</p> <p>25.0%以上……………10ポイント  15.0%以上……………8ポイント  10.0%以上……………6ポイント  5.0%以上……………4ポイント  1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。</p> <p>ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。</p> <p>また、中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定さ</p>

		<p>れた地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上、又は、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば、通常の家畜市場の年間取引頭数の11,000頭以上と同様に扱うものとする。</p> <p>11,000頭以上……………5ポイント  9,500頭以上……………4ポイント  8,000頭以上……………3ポイント  6,500頭以上……………2ポイント  5,000頭以上……………1ポイント</p>
M7	<p><b>【家畜流通】</b>  ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。ただし現況を下回る目標及び年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。</p> <p>450頭以上……………10ポイント  400頭以上……………8ポイント  350頭以上……………6ポイント  300頭以上……………4ポイント  250頭以上……………2ポイント</p>	<p>・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。</p> <p>36回以上……………5ポイント  30回以上……………4ポイント  24回以上……………3ポイント  18回以上……………2ポイント  12回以上……………1ポイント</p>
M8	<p><b>【家畜流通】</b>  ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。</p> <p>10.0%以上……………10ポイント  7.5%以上……………8ポイント  5.0%以上……………6ポイント  2.5%以上……………4ポイント  1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント  65%以上……………4ポイント  50%以上……………3ポイント  35%以上……………2ポイント  20%以上……………1ポイント</p>
M9	<p><b>【鶏肉】</b>  ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。</p> <p>10.0%以上……………10ポイント  7.5%以上……………8ポイント  5.0%以上……………6ポイント  2.5%以上……………4ポイント  1.0%以上……………2ポイント</p>	<p>・受益農家全体の年間出荷羽数が、ブロイラー又は成鶏の基準値(ブロイラー:125万羽、成鶏:35万羽、地鶏等:30万羽)の100%以上(地鶏等の場合は「100%以上」を「100%超」、「200%以上」を「130%以上」、「300%以上」を「170%以上」、「400%以上」を「200%以上」、「500%以上」を「230%以上」に読み替えることとする。)</p> <p>ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。</p> <p>500%以上……………5ポイント  400%以上……………4ポイント  300%以上……………3ポイント  200%以上……………2ポイント  100%以上……………1ポイント</p>
M10	<p><b>【鶏肉】</b>  ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。</p> <p>10.0%以上……………10ポイント  7.5%以上……………8ポイント  5.0%以上……………6ポイント</p>	<p>・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円(成鶏の場合は80円)と比較して1.0%以上低い。</p> <p>11.0%以下……………5ポイント  8.5%以下……………4ポイント</p>

		2.5%以上……………4ポイント 1.0%以上……………2ポイント	6.0%以下……………3ポイント 3.5%以下……………2ポイント 1.0%以下……………1ポイント
	M11	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上……………10ポイント 7.5%以上……………8ポイント 5.0%以上……………6ポイント 2.5%以上……………4ポイント 1.0%以上……………2ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。) 61トン以上……………5ポイント 48トン以上……………4ポイント 36トン以上……………3ポイント 23トン以上……………2ポイント 10トン以上……………1ポイント
	M12	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。 (処理コスト:労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 10.0%以上……………10ポイント 7.5%以上……………8ポイント 5.0%以上……………6ポイント 2.5%以上……………4ポイント 1.0%以上……………2ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。(処理コスト:労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 30.0%以上……………5ポイント 22.8%以上……………4ポイント 15.5%以上……………3ポイント 8.3%以上……………2ポイント 1.0%以上……………1ポイント
	M13	【鶏卵】・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上……………10ポイント 0.8ポイント以上……………8ポイント 0.6ポイント以上……………6ポイント 0.4ポイント以上……………4ポイント 0.2ポイント以上……………2ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下……………5ポイント 1.25%以下……………4ポイント 1.50%以下……………3ポイント 1.75%以下……………2ポイント 2.00%以下……………1ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	N1	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上……………10ポイント 75%以上……………8ポイント 50%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる……5ポイント  ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
	N2	・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。 なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50%以上……………10ポイント 38%以上……………8ポイント 27%以上……………6ポイント 16%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる……5ポイント  ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。

農畜産物輸出に向けた体制整備	N3	<p>・総出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷額の増加割合</p> <p>20%以上増……………10ポイント</p> <p>15%以上増……………8ポイント</p> <p>10%以上増……………6ポイント</p>	<p>以下の①から⑪までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること……………5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること……………5ポイント</p> <p>(例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等、米国向け梨の生産地域の指定等</p> <p>③GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること……………4ポイント</p> <p>ア GAP認証を取得していること。</p> <p>イ「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。</p> <p>④HACCP等認定を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑤ハラル認証を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント</p> <p>⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………1ポイント</p> <p>⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント</p> <p>⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している……………1ポイント</p> <p>⑪有機JAS認証を取得していること……………4ポイント</p>
	N4	<p>・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合</p> <p>5%以上……………10ポイント</p> <p>4%以上……………8ポイント</p> <p>3%以上……………6ポイント</p>	
	N5	<p>・畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合が5%以上。</p> <p>15%以上増……………10ポイント</p> <p>12.5%以上増……………9ポイント</p> <p>10%以上増……………8ポイント</p> <p>7.5%以上増……………7ポイント</p> <p>5%以上増……………6ポイント</p>	
	N6	<p>・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>5トン以上……………10ポイント</p> <p>3トン以上……………9ポイント</p> <p>2トン以上……………8ポイント</p> <p>1トン以上……………7ポイント</p>	
スマート農業実践施設の整備	O1	<p>・対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上</p> <p>70%以上……………10ポイント</p> <p>65%以上……………9ポイント</p> <p>60%以上……………8ポイント</p> <p>55%以上……………7ポイント</p> <p>50%以上……………6ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上……………5ポイント</p> <p>37.3%以上……………4ポイント</p> <p>26.5%以上……………3ポイント</p> <p>15.8%以上……………2ポイント</p> <p>5.0%以上……………1ポイント</p>

	O2	<p>・対象品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………9ポイント 9%以上……………8ポイント 6%以上……………7ポイント 3%以上……………6ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	O3	<p>・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇生生産型管理技術を活用した経営に取り組む面積の現状値の2倍以上とする。</p> <p>4倍以上……………10ポイント 3.5倍以上……………9ポイント 3倍以上……………8ポイント 2.5倍以上……………7ポイント 2倍以上……………6ポイント</p>	<p>・都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合</p> <p>2%以上……………5ポイント 1%以上2%未満……………4ポイント 1%未満……………3ポイント</p>
<p>・地球温暖化対策・環境保全型農業・土づくり(科学的データに基づく土づくり)・有機農業</p>	P1	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント 25ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 15ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上……………5ポイント 25%以上……………4ポイント 20%以上……………3ポイント 15%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
<p>地球温暖化対策 ・環境保全型農業</p>	P2	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。)に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上……………10ポイント 30ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積の割合が5%以上。</p> <p>40%以上……………5ポイント 30%以上……………4ポイント 20%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
<p>・地球温暖化対策・環境保全型農業 ・有機農業</p>	P3	<p>・販売金額を3%以上増加。</p> <p>11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売金額の増加割合が1%以上増加。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
<p>地球温暖化対策 ・環境保全型農業</p>	P4	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>70ポイント以上……………10ポイント 55ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上</p> <p>10%以上……………5ポイント 7%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>

<p>・地球温暖化対策・環境保全型農業</p> <p>・土づくり(科学的データに基づく土づくり)</p>	P5	<p>・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a 当たり平均収量(※1, ※2)が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>20 ポイント以上……………10 ポイント  15 ポイント以上……………9ポイント  12.5 ポイント以上 ……………8ポイント  10 ポイント以上……………7ポイント  7.5 ポイント以上…………… 6ポイント  5ポイント以上…………… 5ポイント</p> <p>(※1) 現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。  (※2) 顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。</p>	<p>・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a 当たり平均収量(※)が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。)</p> <p>15 ポイント以上……………5ポイント  12.5 ポイント以上 ……………4ポイント  10 ポイント以上……………3ポイント  7.5 ポイント以上…………… 2ポイント  5ポイント以上 …………… 1ポイント</p> <p>(※) 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあつては、一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えることができる。</p>
<p>地球温暖化対策・環境保全型農業</p>	P6	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>25 ポイント以上……………10 ポイント  19 ポイント以上……………8ポイント  13 ポイント以上……………6ポイント  7ポイント以上……………4ポイント  1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。</p> <p>66%以上……………5ポイント  50%以上……………4ポイント  35%以上……………3ポイント  19%以上……………2ポイント  3%以上……………1ポイント</p>
<p>環境保全(小規模公害防除)</p>	P7	<p>・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「法」という。)第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。</p> <p>80%以上……………10 ポイント  70%以上……………8ポイント  60%以上……………6ポイント  50%以上……………4ポイント  40%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。</p> <p>80%以上……………5ポイント  70%以上……………4ポイント  60%以上……………3ポイント  50%以上……………2ポイント  40%以上……………1ポイント</p>
<p>環境保全(小規模公害防除)</p>	P8	<p>・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合。</p> <p>80%以上……………10 ポイント  70%以上……………8ポイント  60%以上……………6ポイント  50%以上……………4ポイント  40%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規程する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。</p> <p>80%以上……………5ポイント  70%以上……………4ポイント  60%以上……………3ポイント  50%以上……………2ポイント  40%以上……………1ポイント</p>
<p>環境保全の取組(農業廃棄物の再生処理)</p>	P9	<p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25 ポイント以上……………10 ポイント  20 ポイント以上……………8ポイント  15 ポイント以上……………6ポイント  10 ポイント以上……………4ポイント  5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合が40%以上。</p> <p>60%以上……………5ポイント  55%以上……………4ポイント  50%以上……………3ポイント  45%以上……………2ポイント  40%以上……………1ポイント</p>
	P10	<p>・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)を3%以上削減。</p> <p>15%以上……………10 ポイント  12%以上……………8ポイント  9%以上……………6ポイント  6%以上……………4ポイント  3%以上……………2ポイント</p>	<p>・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)が40円以下。</p> <p>20円以下……………5ポイント  25円以下……………4ポイント  30円以下……………3ポイント  35円以下……………2ポイント  40円以下……………1ポイント</p>



環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P11	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 31%以上……………3ポイント 28%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P12	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上……………10ポイント 45ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 35ポイント以上……………4ポイント 30ポイント以上……………2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上……………5ポイント 10%以上……………4ポイント 7%以上……………3ポイント 4%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P13	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上……………10ポイント 49ポイント以上……………8ポイント 37ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 13ポイント以上……………2ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上……………5ポイント 19%以上……………4ポイント 13%以上……………3ポイント 7%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
有機農業	Q1	・事業実施主体の取り扱い農産物のうち有機農産物(日本農林規格等に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号。))に基づく有機農産物の日本農林規格認定を受けた農産物)の割合を1ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 15ポイント以上……………8ポイント 10ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント	・事業実施主体の取り扱い農産物のうち有機農産物の割合が5%以上。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
有機農業	Q2	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上……………10ポイント 55ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上……………5ポイント 7%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
有機農業	Q3	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%以上……………10ポイント 24%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント ※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋(土壌診断結果、施肥設計等について整理さ	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント

		れているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。)の数とする。	
土づくり(科学的データに基づく土づくり)	Q4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断に基づく土づくりに取り組む農業者の数を4ポイント以上増加。</li> <li>20ポイント以上……………10ポイント</li> <li>16ポイント以上……………9ポイント</li> <li>12ポイント以上……………8ポイント</li> <li>8ポイント以上……………7ポイント</li> <li>4ポイント以上……………6ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断に基づく土づくりに取り組む農業者の数が30%以上。</li> <li>50%以上……………5ポイント</li> <li>45%以上……………4ポイント</li> <li>40%以上……………3ポイント</li> <li>35%以上……………2ポイント</li> <li>30%以上……………1ポイント</li> </ul>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の受益に係るほ場の単位面積当たり生産額の減少分が、10%以上回復。</li> <li>90%以上回復……………10ポイント</li> <li>70%以上回復……………8ポイント</li> <li>50%以上回復……………6ポイント</li> <li>30%以上回復……………4ポイント</li> <li>10%以上回復……………2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の受益に係るほ場の事業実施前年度の単位面積当たり生産額が、従前の水準と比較して1%以上減少。</li> <li>8%減……………5ポイント</li> <li>6%減……………4ポイント</li> <li>4%減……………3ポイント</li> <li>2%減……………2ポイント</li> <li>1%減……………1ポイント</li> </ul>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進法(昭和59年法律第34号)第3条に基づく地力増進基本方針の土壌の性質の基本的な改善目標の項目について、国又は都道府県等が定める土壌改良の目標等(以下「改良目標」という)のうち、改良目標に達していない項目の割合が、7ポイント以上改善されること。</li> <li>35ポイント以上……………10ポイント</li> <li>28ポイント以上……………8ポイント</li> <li>21ポイント以上……………6ポイント</li> <li>14ポイント以上……………4ポイント</li> <li>7ポイント以上……………2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地力回復に取り組む前の土壌分析において改良目標に達していない項目の割合が7%以上</li> <li>35%以上……………5ポイント</li> <li>28%……………4ポイント</li> <li>21%……………3ポイント</li> <li>14%……………2ポイント</li> <li>7%以上……………1ポイント</li> </ul>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合を80%以上減少</li> <li>100%……………10ポイント</li> <li>95%以上……………8ポイント</li> <li>90%以上……………6ポイント</li> <li>85%以上……………4ポイント</li> <li>80%以上……………2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合が50%以上</li> <li>100%以上……………5ポイント</li> <li>80%以上……………4ポイント</li> <li>70%以上……………3ポイント</li> <li>60%以上……………2ポイント</li> <li>50%以上……………1ポイント</li> </ul>
畜産副産物の肥料利用	R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用の割合を10%以上増加。</li> <li>30%以上……………10ポイント</li> <li>25%以上……………8ポイント</li> <li>20%以上……………6ポイント</li> <li>15%以上……………4ポイント</li> <li>10%以上……………2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用を行う割合が50%以上。</li> <li>70%以上……………5ポイント</li> <li>65%以上……………4ポイント</li> <li>60%以上……………3ポイント</li> <li>55%以上……………2ポイント</li> <li>50%以上……………1ポイント</li> </ul>
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉等の製造経費を1%以上削減。</li> <li>5%以上削減……………5ポイント</li> <li>4%以上削減……………4ポイント</li> <li>3%以上削減……………3ポイント</li> <li>2%以上削減……………2ポイント</li> <li>1%以上削減……………1ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉等1kg当たりの製造経費が34.5円以下</li> <li>26.5円/kg……………5ポイント</li> <li>28.5円/kg……………4ポイント</li> <li>30.5円/kg……………3ポイント</li> <li>32.5円/kg……………2ポイント</li> <li>34.5円/kg……………1ポイント</li> </ul>

**別表 1-2-② (産地合理化の促進)**

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調整施設等再編利用(稲、麦、大豆等)	a1	・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(稲、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上……………10ポイント 92%以上…………… 8ポイント 88%以上…………… 6ポイント 84%以上…………… 4ポイント 80%以上…………… 2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(稲、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
	a2	・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(稲、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上……………10ポイント 92%以上…………… 8ポイント 88%以上…………… 6ポイント 84%以上…………… 4ポイント 80%以上…………… 2ポイント	・過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)……5ポイント 3ポイント以上(上昇)……4ポイント 0ポイント以上(上昇)……3ポイント 3ポイント以下(低下)……2ポイント 5ポイント以下(低下)……1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	a3	・再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%……………10ポイント 6%……………8ポイント 5%……………6ポイント 4%……………4ポイント 3%……………2ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(稲、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
	a4	・再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%……………10ポイント 6%…………… 8ポイント 5%…………… 6ポイント 4%…………… 4ポイント 3%…………… 2ポイント	・過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)……5ポイント 3ポイント以上(上昇)……4ポイント 0ポイント以上(上昇)……3ポイント 3ポイント以下(低下)……2ポイント 5ポイント以下(低下)……1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)	b1	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。	・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上(上昇)……5ポイント 15ポイント以上(上昇)……4ポイント

		100%以上……………10ポイント 95%以上……………8ポイント 90%以上……………6ポイント 85%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント	7ポイント以上(上昇)……………3ポイント 1ポイント以下……………2ポイント 9ポイント以下……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
集出荷貯蔵施設等再編利用(茶)	c1	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。(ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上……………10ポイント 15以上……………8ポイント 11以上……………6ポイント 8以上……………4ポイント 4以上……………2ポイント	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。(ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上……………10ポイント 15以上……………8ポイント 11以上……………6ポイント 8以上……………4ポイント 4以上……………2ポイント
食肉等流通体制再編整備	d1	<b>【家畜市場】</b> ・家畜市場を合併により統合すること。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上)……………10ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上)……………8ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上)……………6ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上)……………4ポイント 2箇所(再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上)……………2ポイント	・家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの…5ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの……………3ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの……………1ポイント
	d2	<b>【鶏肉】</b> ・鶏肉処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)……………10ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加)……………8ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加)……………6ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加)……………4ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加)……………2ポイント ※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち最大のものとする。	<b>【鶏肉】</b> ・施設を再編しようとする処理施設の1日当たりの合計の処理羽数が8,000羽以上。 16,000羽以上……………5ポイント 14,000羽以上……………4ポイント 12,000羽以上……………3ポイント 10,000羽以上……………2ポイント 8,000羽以上……………1ポイント
	d3	<b>【鶏卵】</b> ・鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加)……………10ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加)……………8ポイント 2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加)……………6ポイント	<b>【鶏卵】</b> ・施設を再編しようとする処理施設1日当たりの合計の取扱量が20トン以上。 40トン以上……………5ポイント 35トン以上……………4ポイント 30トン以上……………3ポイント 25トン以上……………2ポイント 20トン以上……………1ポイント

		<p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加).....4ポイント</p> <p>2箇所(再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加).....2ポイント</p> <p>※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち最大のものとする。</p>	
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	e1	<p>・再編後の工場の販売額が3%以上向上。</p> <p>11%以上.....10ポイント</p> <p>9%以上.....8ポイント</p> <p>7%以上.....6ポイント</p> <p>5%以上.....4ポイント</p> <p>3%以上.....2ポイント</p>	<p>・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。</p>
	e2	<p>・廃止工場数と再編を行う範囲。</p> <p>3工場以上の廃止.....10ポイント</p> <p>2工場の廃止(複数地区内での再編).....8ポイント</p> <p>2工場の廃止(同一地区内での再編).....6ポイント</p> <p>1工場の廃止(複数地区内での再編).....4ポイント</p> <p>1工場の廃止(同一地区内での再編).....2ポイント</p>	
	e3	<p>・再編後の工場の操業率が75%以上。</p> <p>95%以上.....10ポイント</p> <p>90%以上.....8ポイント</p> <p>85%以上.....6ポイント</p> <p>80%以上.....4ポイント</p> <p>75%以上.....2ポイント</p>	
	e4	<p>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上.....10ポイント</p> <p>8%以上.....8ポイント</p> <p>6%以上.....6ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p> <p>2%以上.....2ポイント</p>	
	e5	<p>・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上.....10ポイント</p> <p>10%以上.....8ポイント</p> <p>8%以上.....6ポイント</p> <p>5%以上.....4ポイント</p> <p>3%以上.....2ポイント</p>	
	e6	<p>・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上.....10ポイント</p> <p>8%以上.....8ポイント</p> <p>6%以上.....6ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p> <p>2%以上.....2ポイント</p> <p>※労働生産性とは、労働時間当たりの産出量又は産出額とする。</p>	

乳業再編等整備	f1	<p>・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。  20ポイント以上……………10ポイント  16ポイント以上……………8ポイント  12ポイント以上……………6ポイント  8ポイント以上……………4ポイント  4ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする生乳処理施設の1日当たりの平均稼働率が47%以上。  59%以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合……………5ポイント  56%以上……………4ポイント  53%以上……………3ポイント  50%以上……………2ポイント  47%以上……………1ポイント  ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し  ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</p>
	f2	<p>・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が現状値より5%以上増加。  20%以上……………10ポイント  15%以上……………8ポイント  10%以上……………6ポイント  8%以上……………4ポイント  5%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。  40トン以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合……………5ポイント  30トン以上……………4ポイント  20トン以上……………3ポイント  10トン以上……………2ポイント  2トン以上……………1ポイント  ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し  ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</p>
	f3	<p>・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。  30%以下……………10ポイント  35%以下……………8ポイント  40%以下……………6ポイント  45%以下……………4ポイント  50%以下……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする乳業工場の学校給食用牛乳の過去5年間の製造量が1%以上減少。  5%以上又は現に学校給食用牛乳を製造している者で①若しくは②の書類が提出されている場合……………5ポイント  4%以上……………4ポイント  3%以上……………3ポイント  2%以上……………2ポイント  1%以上……………1ポイント  ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。  ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し  ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</p>
	f4	<p>・廃止工場数と再編を行う範囲。  (新設)  4工場以上の廃止……………10ポイント  3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)……………8ポイント  3工場の廃止(同一都道府県内での再編)……………6ポイント  2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)……………4ポイント  2工場の廃止(同一都道府県内での再編)……………2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。  10ヶ所以上又は①若しくは②の書類が提出されている場合……………5ポイント  8ヶ所……………4ポイント  6ヶ所……………3ポイント  4ヶ所……………2ポイント  2ヶ所……………1ポイント  ※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し  ②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</p>
	f5	<p>・廃止工場数と再編を行う範囲。  (増設)  3工場以上の廃止……………10ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。  10ヶ所以上又は①若しくは②の書類が提出されて</p>

	<p>2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編) ..... 8ポイント</p> <p>2工場の廃止(同一都道府県内での再編) ..... 6ポイント</p> <p>1工場の廃止(他の都道府県の工場との再編) ..... 4ポイント</p> <p>1工場の廃止(同一都道府県内での再編) ..... 2ポイント</p>	<p>いる場合.....5ポイント</p> <p>8ヶ所.....4ポイント</p> <p>6ヶ所.....3ポイント</p> <p>4ヶ所.....2ポイント</p> <p>2ヶ所.....1ポイント</p> <p>※①乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し</p> <p>②乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類</p>
f6	<p>・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。</p> <p>30%以上.....10ポイント</p> <p>25%以上..... 8ポイント</p> <p>20%以上..... 6ポイント</p> <p>15%以上..... 4ポイント</p> <p>10%以上..... 2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。</p> <p>10%以上.....5ポイント</p> <p>8%以上.....4ポイント</p> <p>6%以上.....3ポイント</p> <p>4%以上.....2ポイント</p> <p>2%以上.....1ポイント</p>
f7	<p>・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上増加。</p> <p>90%以上.....10ポイント</p> <p>70%以上..... 8ポイント</p> <p>50%以上..... 6ポイント</p> <p>30%以上..... 4ポイント</p> <p>10%以上..... 2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の1日当たり処理能力の合計。</p> <p>120トン以上.....5ポイント</p> <p>100トン以上.....4ポイント</p> <p>80トン以上.....3ポイント</p> <p>60トン以上.....2ポイント</p> <p>40トン以上.....1ポイント</p>
f8	<p>・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。</p> <p>10路線以上.....10ポイント</p> <p>8路線以上..... 8ポイント</p> <p>6路線以上..... 6ポイント</p> <p>4路線以上.....4ポイント</p> <p>2路線以上.....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に関する集送乳路線の本数。</p> <p>70路線以上.....5ポイント</p> <p>60路線以上.....4ポイント</p> <p>50路線以上.....3ポイント</p> <p>40路線以上.....2ポイント</p> <p>30路線以上.....1ポイント</p>
f9	<p>・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。</p> <p>4施設の廃止 ..... 10ポイント</p> <p>3施設の廃止(複数の都道府県での再編) .....8ポイント</p> <p>3施設の廃止(同一都道府県内での再編) .....6ポイント</p> <p>2施設の廃止(複数の都道府県での再編) .....4ポイント</p> <p>2施設の廃止(同一都道府県内での再編) .....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする貯乳施設に関する都道府県下の貯乳施設数。</p> <p>6カ所以上.....5ポイント</p> <p>5カ所.....4ポイント</p> <p>4カ所.....3ポイント</p> <p>3カ所.....2ポイント</p> <p>2カ所.....1ポイント</p>
f10	<p>・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。</p> <p>30%以上.....10ポイント</p> <p>25%以上.....8ポイント</p> <p>20%以上.....6ポイント</p> <p>15%以上.....4ポイント</p> <p>10%以上.....2ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均稼働率。</p> <p>30%以下.....5ポイント</p> <p>40%以下.....4ポイント</p> <p>50%以下.....3ポイント</p> <p>60%以下.....2ポイント</p> <p>61%以上.....1ポイント</p>
f11	<p>・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。</p> <p>25%以上.....10ポイント</p> <p>20%以上.....8ポイント</p> <p>15%以上.....6ポイント</p>	<p>・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。</p> <p>30トン以上.....5ポイント</p> <p>20トン以上.....4ポイント</p> <p>10トン以上.....3ポイント</p>

		10%以上.....4ポイント 5%以上.....2ポイント	5トン以上.....2ポイント 2トン以上.....1ポイント
	f12	・余乳処理の範囲(広域的な需給調整の実施)。 6つ以上の都道府県による余乳の処理・・・10ポイント 5つの都道府県による余乳の処理.....8ポイント 4つの都道府県による余乳の処理.....6ポイント 3つの都道府県による余乳の処理.....4ポイント 2つの都道府県による余乳の処理.....2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道府県数。 6つ以上.....5ポイント 5つ.....4ポイント 4つ.....3ポイント 3つ.....2ポイント 2つ.....1ポイント



### 別表 1-2-③ (みどりの食料システム戦略の推進)

メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ、別表1-2-①の関連メニューから1つ、合計2つを選択するものとする。

複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物(メニュー)の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。

なお、みどりの食料システム戦略の推進に係る成果目標が6ポイント未満の事業計画は、配分対象としないものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	Z1	<p>単位面積当たりの化学農薬の使用回数を10%以上削減。</p> <p>50%以上削減又は化学農薬不使用 ……………10ポイント</p> <p>40%以上削減……………8ポイント</p> <p>30%以上削減……………6ポイント</p> <p>20%以上削減……………4ポイント</p> <p>10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区において単位面積当たりの化学農薬の使用回数の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。</p> <p>50%以上低い……………5ポイント</p> <p>45%以上低い……………4ポイント</p> <p>40%以上低い……………3ポイント</p> <p>35%以上低い……………2ポイント</p> <p>30%以上低い……………1ポイント</p>
	Z2	<p>単位面積当たりの化学肥料の使用量を10%以上削減。</p> <p>30%以上削減又は化学肥料不使用 ……………10ポイント</p> <p>25%以上削減……………8ポイント</p> <p>20%以上削減……………6ポイント</p> <p>15%以上削減……………4ポイント</p> <p>10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区において単位面積当たりの化学肥料の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。</p> <p>50%以上低い……………5ポイント</p> <p>45%以上低い……………4ポイント</p> <p>40%以上低い……………3ポイント</p> <p>35%以上低い……………2ポイント</p> <p>30%以上低い……………1ポイント</p>
	Z3	<p>事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。</p> <p>60%以上……………10ポイント</p> <p>50%以上……………8ポイント</p> <p>40%以上……………6ポイント</p> <p>30%以上……………4ポイント</p> <p>15%以上……………2ポイント</p> <p>※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、原則として経営指標や栽培暦などの地域の標準的な単位面積当たりの使用量と比較して、10%以上低い。</p> <p>30%以上低い……………5ポイント</p> <p>25%以上低い……………4ポイント</p> <p>20%以上低い……………3ポイント</p> <p>15%以上低い……………2ポイント</p> <p>10%以上低い……………1ポイント</p>
	Z4	<p>受益面積における有機農業に取り組む面積の割合を10%以上増加。</p> <p>25%以上……………10ポイント</p> <p>22%以上……………8ポイント</p>	<p>受益面積における有機農業の面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上……………5ポイント</p> <p>20%以上……………4ポイント</p>

	<p>18%以上…………… 6ポイント  14%以上…………… 4ポイント  10%以上…………… 2ポイント  ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>15%以上……………3ポイント  10%以上……………2ポイント  5%以上……………1ポイント  ※新規取組を対象とした施設等の整備を行う場合に、以下のいずれかの取組を行う場合……………5ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること</li> <li>・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと</li> </ul>
--	--	---

## 【産地競争力の強化の加算ポイント】

### 別表 2（特別加算ポイント）

別表 1 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 1 つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 及び別表 2 までのポイントの合計は 31 ポイントを上限とする。

### （自給飼料増産加算ポイント）

自給飼料増産加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの取組については、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は 1 ポイントを加算できるものとする。

### （環境負荷低減等の取組推進加算ポイント）

環境負荷低減等の取組推進加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 の取組については、環境負荷低減等に係るチェックシート of 全項目を実施又は GAP 認証（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP（農産物）又は JGAP（家畜・畜産物）をいう。）を取得している受益者が 5 割以上の場合は 1 ポイント加算できるものとする。

### （持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイント）

持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の取組については、持続的生産強化対策事業のうち「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」により産地営農体系革新計画（以下、「革新計画」という。）を策定した産地であり、かつ、当該革新計画において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

### （輸出事業計画との連携加算ポイント）

「輸出事業計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 及び 2 の取組については、「輸出事業計画」（輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。）において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

### （農福連携の取組加算ポイント）

農福連携の取組加算ポイントの内容
障害者の雇用等の農福連携の取組については、以下の要件を満たし、かつ障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる施設等を整備する場合は 1 ポイント加算できるものとする。
農福連携の取組を実施する場合には、整備対象施設に農産物を出荷・供給する予定の受益地にお

いて1名以上の障害者が雇用されており、その障害者が農作業に従事している、又は、本事業で整備する施設の完成直後に1名以上障害者を雇用し、当該施設若しくは当該施設に農産物を出荷・供給する受益地においてその障害者が農作業に従事することが確実と見込まれる場合とする。

なお、障害者就労施設に農作業を請け負わせる場合は、請け負わせる作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものとする。

ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者雇用義務のある事業実施主体においては、上記の要件に加え、法定雇用率を達成しているものとする。

### 別表3（都道府県加算ポイント）

別表1及び別表2までに定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表3までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
<p>事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、産地競争力の強化のメニューから加算対象とすることができることとする。</p> <p>この場合においては、各都道府県において加算する1年度当たりのポイントは2ポイント（北海道にあつては、3ポイント）に、第3及び第4に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。</p> <p>ただし、過去に実施した産地基幹施設等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱別記1のIの第3の4の（3）による改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととし、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業についても、同様の取扱いを行うものとする。</p>

### 別表4（輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント）

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか1つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表4までのポイントの合計は35ポイントを上限とする。

#### （輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント）

輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイントの内容
<p>事業で整備した施設における対象品目の取扱量の一定割合※について、加工業務用の原材料として供給する3年以上の基本契約（対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を事業実施主体と輸入農畜産物から国産へ切り替えようとする実需者で契約している場合にはポイントを加算できるものとする。</p> <p>※5割以上1ポイント、8割以上2ポイント、全量は3ポイントを加算できるものとする。</p>

## 別表5（優先枠加算ポイント）

別表1から別表4までに定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか1つの取組についてポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容
次に掲げる（1）及び（2）の取組（要綱別表1のIのメニューの欄の1の（1）の取組を行う場合に限る）又は要綱別表1の（2）のアからエまでの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順（同一ポイントの場合は、配分前交付金要望額の小さい順）に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント（ただし、水田農業の高収益化においては、事業完了後6年以内に畑地化する水田を1/2未満含む事業実施計画は3ポイント、農業ハウスについては、事業実施年度又は事業実施翌年度までに畑地化する事業実施計画は3ポイント（含まない場合は加算対象外））加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

### （1）中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

中山間地域の競争力強化加算ポイントの内容
次のア及びイの事項を記載した対象となる地域における地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域別農業振興計画をいう。）を策定し、中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を行う場合。 ア 現状と課題 イ 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

### （2）重点政策推進の取組

#### （水田農業の高収益化の取組）

加算ポイントの内容
水田農業の高収益化に向けた体制整備のため以下の全ての要件を満たし、水田における高収益作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経安実施要綱」という）IVの第2の6の（3）の（注1）に規定する高収益作物をいう。以下同じ。）及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着に計画的に取り組む産地において必要となる施設等の整備する場合。 ア 水田における高収益作物及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。）が地方農政局長等により承認されていること。 イ 水田が受益面積の過半を占めること。加えて、水田とは、経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田をいい、事業完了後6年以内に畑地化（経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）するものを1/2以上含むこと。なお、農業用ハウスについては事業実施年度又は事業実施翌年度までに対象施設全てで畑地化すること。  なお、整備できる施設については、以下のものに限るものとする。

- (1) 野菜、果樹及び花きを対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、農業廃棄物処理施設整備及び用土等供給施設（花きに限る。）の整備。
- (2) 畑作物・地域特産物を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設及び有機物処理・利用施設の整備。
- (3) 土地利用型作物（豆類）を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び産地管理施設の整備。
- (4) 飼料向けの子実用とうもろこしを対象とした水田飼料作物作付条件整備。

**(スマート農業の実践の取組)**

加算ポイントの内容
要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組のうちスマート農業の実践を行う場合。

**【みどりの食料システム戦略の推進の加算ポイント】**

**別表6（加算ポイント①）**

別表1に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか1つのポイントを加算できるものとする。  
 ただし、別表1及び別表6のポイントの合計は31ポイントを上限とする。

**(みどりの食料システム戦略の推進関連事業との連携加算ポイント)**

加算ポイントの内容
みどりの食料システム戦略の推進関連事業において、みどりの食料システム戦略の推進に資する計画を策定し、当該計画に事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

**(国又は都道府県の取組認証加算ポイント)**

加算ポイントの内容
みどりの食料システム戦略のKPIに資する取組かつ先進的な取組について、国又は都道府県が認定し、当該取組による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

**別表7（加算ポイント②）**

別表1及び別表6に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。  
 ただし、別表1、別表6及び別表7のポイントの合計は34ポイントを上限とする。

**(グリーン化モデル施設との連携加算ポイント)**

加算ポイントの内容
グリーン化モデル施設に位置付けられた施設整備を行う場合は、3ポイント加算できるものとする。